

半 期 報 告 書

(第2期中) 自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日

双日ホールディングス株式会社

(旧会社名 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社)

(401575)

第2期中(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成16年12月15日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

双日ホールディングス株式会社

(旧会社名 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社)

目 次

	頁
第2期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【販売の状況】	10
3 【対処すべき課題】	10
4 【経営上の重要な契約等】	12
5 【研究開発活動】	12
第3 【設備の状況】	13
1 【主要な設備の状況】	13
2 【設備の新設、除却の計画】	13
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	39
3 【役員の状況】	39
第5 【経理の状況】	40
1 【中間連結財務諸表等】	41
2 【中間財務諸表等】	89
第6 【提出会社の参考情報】	100
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	101
第1 【保証会社情報】	101
1 【保証の対象となっている社債】	101
2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】	101
3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】	102
第2 【保証会社以外の会社の情報】	103
第3 【指数等の情報】	103
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	105
当中間連結会計期間	107
前中間会計期間	109
当中間会計期間	111

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成16年12月15日

【中間会計期間】 第2期中(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

【会社名】 双日ホールディングス株式会社
(旧会社名 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社)

【英訳名】 Sojitz Holdings Corporation
(旧英訳名 Nissho Iwai-Nichimen Holdings Corporation)
(注) 平成16年6月25日開催の第1回定時株主総会の決議により、平成16年7月1日をもって当社商号を「ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社」から「双日ホールディングス株式会社」へ変更しました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西村 英俊

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂六丁目1番20号

【電話番号】 03-5520-3333(代表)

【事務連絡者氏名】 財務主計部長 濱塚 純一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂六丁目1番20号

【電話番号】 03-5520-3333(代表)

【事務連絡者氏名】 財務主計部長 濱塚 純一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目6番10号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期中	第2期中	第1期
会計期間	自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日	自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
売上高 (百万円)	3,022,042	2,254,215	5,861,737
経常利益 (百万円)	19,074	25,762	48,461
中間(当期)純損失 (百万円)	17,509	241,071	33,609
純資産額 (百万円)	344,551	61,688	316,234
総資産額 (百万円)	3,414,390	2,703,954	3,077,022
1株当たり純資産額 (円)	393.91	947.63	235.43
1株当たり中間(当期)純損失金額 (円)	95.21	1,119.40	172.52
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	10.09	2.29	10.28
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	52,384	47,369	87,160
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	31,144	66,023	73,030
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	92,126	129,933	68,602
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	491,664	290,013	401,240
従業員数 (名)	18,855	16,802	16,066
[外、平均臨時雇用者数]	[3,363]	[5,327]	[4,055]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第1期中、第1期、第2期中の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期中	第2期中	第1期
会計期間	自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日	自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
営業収益 (百万円)	1,259	1,080	2,897
経常利益 (百万円)	63	165	164
中間(当期)純利益又は 中間純損失() (百万円)	30	411,652	83
資本金 (百万円)	148,306	151,106	150,606
発行済株式総数 (株)	普通株式 200,208,389 第1種優先株式 105,200,000 第2種優先株式 26,300,000 第3種優先株式 1,500,000	普通株式 215,694,333 第1種優先株式 105,200,000 第2種優先株式 26,300,000 第3種優先株式 1,500,000	普通株式 213,462,191 第1種優先株式 105,200,000 第2種優先株式 26,300,000 第3種優先株式 1,500,000
純資産額 (百万円)	467,782	61,748	472,421
総資産額 (百万円)	471,739	431,855	504,917
1株当たり純資産額 (円)	1,008.01	947.35	967.26
1株当たり中間 (当期)純利益金額 又は1株当たり 中間純損失金額() (円)	0.16	1,911.41	0.43
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)			
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	99.16	14.30	93.56
従業員数 (名)	48	30	60

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第1期中、第1期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益が1株当たり中間(当期)純利益を下回らないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額を記載しておりません。

3 第2期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、平成16年4月1日付で当社完全子会社であるニチメン株式会社と同じく当社完全子会社である日商岩井株式会社は合併し、商号を双日株式会社としております。

なお、この合併は完全子会社同士によるものであり、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動につきましては、下記「3 関係会社の状況」を参照願います。

3 【関係会社の状況】

(1) 子会社(非連結子会社を除く)

平成16年4月1日付けにて、下記2社は合併し、双日㈱となりました。存続会社はニチメン㈱であります。

名称	住所	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
				役員の 兼任等 (人)	融資	営業上の 取引	設備の 賃貸借
ニチメン㈱ (注) 1	東京都港区	107,184	100.0	1	有		建物
日商岩井㈱ (注) 1	東京都港区	184,524	100.0	4	有		

(注) 1 特定子会社であります。また、有価証券報告書を提出しております。

当中間連結会計期間において、新たに提出会社の連結子会社となった主なものは次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%) (注) 1	関係内容			
						役員の 兼任等 (人)	融資	営業上 の取引	設備の 賃貸借
繊維	シンガポール㈱	岐阜県岐阜市	1,430	婦人アパレルの企画・製造・販売	97.6 (97.6)		無		
その他事業	日商エレクトロニクス㈱ (注) 2	東京都中央区	14,336	ITソリューション・サービス事業	40.2 (40.2)		無		

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2 特定子会社であります。また、有価証券報告書を提出しております。

(2) 関連会社(持分法を適用していない関連会社を除く)

当中間連結会計期間において、新たに提出会社の持分法適用関連会社となった主なものは次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%) (注) 1	関係内容			
						役員の 兼任等 (人)	融資	営業上 の取引	設備の 賃貸借
その他事業	フュージョンコミュニケーションズ㈱	東京都千代田区	10,955	VoIP技術を利用した第一種電気通信事業	26.8 (26.8)		無		

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

当中間連結会計期間において、次の持分法適用関連会社株式のうち一部(29.5%相当分)をオリンパス㈱に売却致しました。その結果、関係会社に該当しないこととなりました。

事業の種類別 セグメントの名称	名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%) (注) 1	関係内容			
						役員の 兼任等 (人)	融資	営業上 の取引	設備の 賃貸借
その他事業	アイ・ティー・エックス ㈱ (注) 2	東京都千代田区	20,456	ITソリューション/サービス事業、及びIP通信サービス事業	32.9 (32.9)		無		

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2 有価証券報告書を提出しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成16年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
機械・宇宙航空	2,144[212]
エネルギー・金属資源	1,265[963]
化学品・合成樹脂	4,115[344]
建設都市開発	615[140]
木材	786[36]
食料	360[111]
物資・リテール	680[1,692]
繊維	2,966[1,527]
海外現地法人	1,989[138]
その他事業	1,882[164]
合計	16,802[5,327]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成16年9月30日現在

従業員数(名)	30
---------	----

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、当社従業員は、双日㈱からの出向者であります。

2 従業員が前事業年度末に比べ30名減少しておりますが、主として完全子会社の旧ニチメン㈱と旧日商岩井㈱が合併し双日㈱となったことを契機に、当社の一部機能を双日㈱に移したことによるものです。

(3) 労働組合の状況

労使関係については特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の経済環境を概観しますと、世界貿易は前年比で2桁近い伸びを示し、IMF(国際通貨基金)は2004年の世界経済の成長率を5.0%と、過去30年で最大の伸びを予測しています。米国経済は大型減税の効果が浸透して堅調に推移し、緩やかながら雇用も回復基調にあります。連銀は今年6月、3年ぶりに利上げを実施しました。欧州経済は5月1日のEU拡大により、中東欧など10カ国が加わり25カ国となりましたが、個人消費の不振から出遅れ感が否めません。アジアでは好調な中国経済が、政府による引き締め政策にもかかわらず、9%台の成長を持続しています。わが国経済は、アジア向け輸出など旺盛な外需と、デジタル機器を中心とする設備投資の活況に支えられ、昨年来の好調を維持しています。2004年度は前年度に引き続き、3%台の成長が見込まれており、非製造業や中小企業も含めて全体的に景況感が改善し、物価下落にもようやく歯止めがかかりつつあります。

以上のような経済環境のなか、当社は子会社である旧ニチメン(株)と旧日商岩井(株)とを2004年4月1日に合併し双日(株)として新たにスタートさせました。完全親会社である当社は2004年7月1日をもってニチメン・日商岩井ホールディングス(株)から双日ホールディングス(株)に商号変更しております。当中間連結会計期間の業績につきましては下記のとおりであります。

当中間連結会計期間の連結売上高は、低採算取引の見直しをした結果、2兆2,542億15百万円と前年同期比25.4%の減収となりました。売上高の内容を取引形態別に前年同期と比較いたしますと、輸出取引は機械・宇宙航空部門などで21.7%、輸入取引はエネルギー・金属資源部門などで25.8%、国内取引は低採算の石油製品関連取引の減少などで25.0%、外国間取引は機械・宇宙航空部門、海外現地法人などで29.0%とそれぞれ減収となりました。

また、商品部門別では、木材部門が輸入取引の増加で7.9%、物資・リテール部門がチップ事業の好調により0.7%、繊維部門が連結子会社の新規連結により0.3%とそれぞれ前年同期比増収となりましたが、エネルギー・金属資源部門が代行取引を中心に低採算取引の見直しにより49.8%、機械・宇宙航空部門が航空機関連取引の減少により18.9%、食料部門が穀物等の輸入取引の減少により11.1%、建設都市開発部門が国内取引におけるマンション販売の減少で22.1%、化学品・合成樹脂部門が低採算取引の見直しにより5.2%とそれぞれ前年同期比減収となりました。

連結利益につきましては、売上総利益は、建設都市開発部門でマンション販売が減少した事に加え、機械・宇宙航空部門で事業構造改善に伴い連結子会社を売却・整理したことなどにより、前年同期比2.1%減益の1,197億17百万円となりました。営業利益は、営業部門での売上総利益の減少があったものの、販売費及び一般管理費が合理化効果などにより867億83百万円と前年同期比89億34百万円改善し、前年同期不調であった海外現地法人の改善もあり、329億34百万円と前年同期比23.8%の増益となりました。経常利益は、(株)メタルワンなどの持分法投資損益の改善などにより前年同期比35.1%増益の257億62百万円となりました。特別損益につきましては、特別利益として投資有価証券売却益32億96百万円など合計49億58百万円を計上し、他方、特別損失として、本年9月8日に発表いたしました「新事業計画」にそって、海外投融資を含む低採算事業の見直しを行い、事業構造改善損1,813億32百万円、関係会社等整理・引当損461億93百万円、投資有価証券等評価損130億87百万円、投資有価証券売却損88億94百万円など合計2,502億86百万円を計上した結果、特別損益は2,453億27百万円の損失となりました。この結果、税金等調整前中間純損失は2,195億64百万円となり、法人税、住民税及び事業税55億53百万円、繰延税金資産の減額などによる法人税等調整額138億58百万円を計上し、少数株主利益20億94百万円を控除した後の中間純損失は2,410億71百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりとなります。

当中間連結会計期間より事業区分の変更及び営業費用の配賦方法の変更を行っており、変更の詳細につきましては「第5 経理の状況」「セグメント情報」事業の種類別セグメント情報の注記に記載しております。また、前年同期比較にあたっては、前中間連結会計期間分について変更後の事業区分及び配賦方法を適用した上で行っております。

<機械・宇宙航空>

航空機関連取引の減少や連結子会社の売却・整理等により、売上高は4,541億22百万円と前年同期比18.9%の減収となりましたが、営業利益は合理化による販売費及び一般管理費の減少により58億24百万円と前年同期比19.9%の増益となりました。

<エネルギー・金属資源>

エネルギー事業において低採算取引の見直しにより、売上高は5,001億60百万円と前年同期比49.8%の減収となりましたが、営業利益は利益率が改善したことにより50億76百万円と前年同期比23.3%の増益となりました。

<化学品・合成樹脂>

低採算取引の見直しにより、売上高は2,936億98百万円と前年同期比5.2%の減収となりましたが、営業利益は合理化による人件費等販売費及び一般管理費の減少により88億47百万円と前年同期比40.7%の増益となりました。

<建設都市開発>

マンション販売の減少により、売上高は682億47百万円と前年同期比22.1%の減収となり、営業利益も12億72百万円と前年同期比56.5%の減益となりました。

<木材>

売上高は1,572億12百万円と前年同期比7.9%の増収となり、営業利益も20億50百万円と前年同期比65.7%の増益となりました。

<食料>

前年同期に引き続き、利益率が低い穀物等の取引を縮小したことなどにより、売上高は1,917億4百万円と前年同期比11.1%の減収となりました。営業利益は利益率の改善と合理化による販売費及び一般管理費の減少により22億43百万円と前年同期比210.7%の増益となりました。

<物資・リテール>

チップ事業が好調で、売上高は1,282億74百万円と前年同期比0.7%の増収となり、営業利益も7億39百万円と前年同期比84.8%の増益となりました。

<繊維>

猛暑による影響で秋冬物のスタートが不調だったものの、連結子会社の新規連結により、売上高は679億71百万円と前年同期比0.3%の増収となり、営業利益も25億18百万円と前年同期比61.6%の増益となりました。

<海外現地法人>

低採算取引の見直しにより、売上高は3,293億21百万円と前年同期比21.6%の減収となりましたが、前年同期不振であった欧州法人と米国法人で利益率の改善や統合効果による販売費及び一般管理費の減少などにより収益力が回復しつつあり、営業利益は16億66百万円と前年同期の3百万円に対し大幅な増益となりました。

<その他事業>

海外支店にて低採算取引から撤退したこと等により、売上高は635億1百万円と前年同期比31.0%の減収となりました。営業利益も29億37百万円と前年同期比37.8%の減益となりました。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりとなります。

当中間連結会計期間より営業費用の配賦方法の変更を行っており、変更の詳細につきましては「第5 経理の状況」「セグメント情報」所在地別セグメント情報の注記に記載しております。また、前年同期比較にあたっては、前中間連結会計期間分について変更後の配賦方法を適用した上で行っております。

日本

エネルギー関連の低採算取引の縮小及び前中間連結会計期間にスペイン向け発電設備の受注があったこと等により、売上高は1兆7,554億16百万円と前年同期比27.0%の減収となり、営業利益は198億8百万円と前年同期比21.1%の減益となりました。

北米

円高の影響、低採算取引からの撤退により、売上高は1,441億72百万円と前年同期比21.8%の減収となりましたが、合理化による販売費及び一般管理費の削減の結果、営業利益は19億63百万円と前年同期から大きく改善しました。

欧州

円高の影響、低採算取引からの撤退により、売上高は638億64百万円と前年同期比26.0%の減収となり、合理化による販売費及び一般管理費の削減はあったものの、鉄鋼事業譲渡等により、営業利益は9億74百万円と前年同期比6.3%の減益となりました。

アジア・オセアニア

円高の影響、低採算取引からの撤退により、売上高は2,659億84百万円と前年同期比20.5%の減収となりましたが、合理化による販売費及び一般管理費の削減の結果、営業利益は70億97百万円と前年同期比55.3%の増益となりました。

その他の地域

船舶子会社での新造船引渡しに伴う増加により、売上高は247億77百万円と前年同期比133.2%の増収となり、船舶運航収入の増加及び中南米の自動車事業会社での増益の結果、営業利益は42億4百万円と前年同期比775.8%の増益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローは473億69百万円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは660億23百万円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは1,299億33百万円の支出となりました。これに換算差額及び連結範囲の変更に伴う増減額を調整した結果、当中間連結会計期末の現金及び現金同等物の残高は2,900億13百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の営業活動による資金は、前年同期比997億53百万円減少の473億69百万円の支出となりました。主な支出としましては、仕入債務やその他債務の減少等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の投資活動による資金は、前年同期比348億79百万円増加の660億23百万円の収入となりました。主な収入としましては、投資有価証券の売却や貸付金の回収などによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の財務活動による資金は、引き続き有利子負債の削減を進めましたので、前年同期比2,220億59百万円減少の1,299億33百万円の支出となりました。

2 【販売の状況】

業績等の概要及び第5 経理の状況におけるセグメント情報を参照願います。

なお、取引形態別の販売の状況は以下のとおりであります。

形態	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前年同期比(%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
輸出	500,041	16.5	391,619	17.4	21.7
輸入	750,893	24.9	557,376	24.7	25.8
国内	1,179,440	39.0	885,038	39.3	25.0
外国間	591,666	19.6	420,181	18.6	29.0
合計	3,022,042	100.0	2,254,215	100.0	25.4

(注) 1 成約高と売上高の差額は僅少なため、成約高の記載を省略しております。

2 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

3 総販売実績に対し、10%以上に該当する販売先はありません。

3 【対処すべき課題】

双日グループは、今般、2003年度を初年度とする3ヵ年事業計画を抜本的に見直し、「新事業計画」を策定いたしました。新事業計画では、財務体質の抜本的な強化と良質な収益構造への変革を成し遂げ、外部環境に左右されない強固な経営基盤の確立と市場の信認の早期回復を通じて企業価値を向上させることを基本方針としております。計画期間は2004年度を初年度とする3ヵ年とし、本計画期間終了時には、「強み」のある事業において双日グループならではの高付加価値を提供する「革新的な機能型商社」としての地位を確立いたします。

(1) 新事業計画の基本方針

上記のとおり、新事業計画では、「財務体質の抜本的な強化」と「良質な収益構造への変革」を成し遂げることによって、強固な経営基盤を確立するとともに市場の信認を早期に回復させることといたします。

財務体質の抜本的強化

<資産内容の徹底した見直し>

従来からの視点を一新し、事業リスクの低減、および資産の質・流動性の向上の観点から、計画初年度(2004年度)において、従来、継続を前提としていた事業を含む低採算事業からの大胆な撤退、ならびに保有不動産の処分等を行います。このことにより、資産の質の低下に終止符を打ち、資産の質を一気に向上させます。

その結果として、当期に4千億円規模の損失処理を行います。これを要因別に分類しますと、以下のとおりです。

- ・選択と集中の加速によるもの : 2,600億円程度

- ・保有不動産の処分等によるもの : 1,500億円程度

損失処理にあたっては、当期中に極力、資産売却や事業撤退などの最終処理を行うことによって、将来の二次損失の発生を防ぐことといたします。

<株主資本の充実と有利子負債の削減>

双日グループは、上記の処理に伴い減少する株主資本を回復させるために、合計3,600億円の優先株式を発行することになりました。主要金融機関であるUFJ銀行、みずほコーポレート銀行、東京三菱銀行に対して合計3,500億円の優先株式を発行いたしますが、この増資では、主要金融機関の当社への貸付金債権を現物出資する債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)などの形をとることにより主要金融機関に対する双日グループの有利子負債を削減いたします。また、UBSグループに対しましては、100億円の優先株式を発行するほか、100億円の転換社債型新株予約権付社債を発行いたします。双日グループはこの合計3,700億円のエクイティ・ファイナンスにより株主資本を充実させるとともに、有利子負債の削減を行います。

良質な収益構造への変革

<選択と集中の加速と、SCVA(リスク・リターン指標)の向上>

SCVA(Sojitz Corporation Value Added)の観点から、大胆に「選択と集中」を加速します。整理事業など経済付加価値を生まない事業を徹底的に整理するとともに、現在は価値を生んでいるものの将来性に乏しい事業も整理の対象といたします。他方、成長領域での価値をさらに高めるために既存事業を拡大させるための資金投入や、新規の投融資、ならびにM&Aを積極的に行います。なお、今後も下記の3つのプロセスを通じて事業ポートフォリオを継続的に見直すことによってSCVAの向上を図り、良質な収益構造への変革を実現してまいります。

- ・ 選択事業・低採算事業からの撤退
- ・ 成長領域への資源投入
- ・ 継続的な「事業ポートフォリオ管理」と「リスク管理の強化・高度化」によるSCVAの向上

(2) 新事業計画の財務目標

新事業計画最終年度(2007年3月期)の連結ベースでの財務目標は以下のとおりです。

- ・ 経常利益 : 750億円
- ・ ネットDER : 3倍程度(ネット有利子負債 1兆円水準)
- ・ 格付け : BBB以上

双日グループの課題は、新事業計画に掲げる施策を確実にスケジュールどおりに実行することによって、財務体質の抜本的な強化と良質な収益構造への変革を成し遂げ、外部環境に左右されない強固な経営基盤の確立と市場の信認の早期回復によって企業価値を向上させることと認識しております。

当中間期においては、選択と集中の加速に伴う損失処理を断行するとともに、保有不動産の処分に関しては信託銀行をアドバイザーとして起用し、当期中の売却処理を目指して着々と準備を進めました。これら資産の抜本的見直しによる4千億円規模の損失処理に伴い減少する株主資本を回復するとともに、有利子負債の削減を行うために、2004年10月29日に上述のとおり3,700億円のエクイティ・ファイナンスを実施しました。このエクイティ・ファイナンスの実施により、双日グループの財務体質は大幅に強化されました。

他方、収益構造の変革に向けては今後具体的に取り組んでまいります。選択と集中の遂行にあたっては、リスク・リターン指標であるSCVAをツールとして用い、個々の事業・商権ごとに資本コストならびにリスク・リターンなどの特性を分析のうえ、事業特性に応じて経営資源を適切に再配分してまいります。経営資源の投入は、総花的に行うのではなく、当社グループが明確な強みを発揮し競争優位を確立できる成長領域に限定し、効率性を追求してまいります。このSCVAを軸とした事業ポートフォリオの見直しは一時的なものに留まることなく、継続的な見直しを行うことで、常に事業ポートフォリオの最適化を図り、SCVAの向上を目指してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

5 【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、新規投資によりシンガポール株が新たに連結対象会社となっております。これに伴い、以下の設備が新たに当社の主要な設備となりました。

事業の種類別 セグメントの名称	会社名	事業所 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)	備考
				建物	土地 (面積㎡)	その他		
繊維	シンガポール株	岐阜県 岐阜市	本社オフィス	512	3,207 (29,390)	123	196	
	株シンガポール ファッション	新潟県 魚沼市	本社オフィス 及び工場	343	58 (17,872)	90	161	

(注) 「その他」の帳簿価額は、構築物、機械装置及び運搬具並びに備品の合計であります。なお、金額には消費税等は含んでおりません。

(3) 在外子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却の計画】

前連結会計年度に計画されておりました、「国際新赤坂ビル」への本社オフィスの移転を平成16年8月に完了致しました。

また、新事業計画に基き、保有不動産の売却等を計画しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	989,000,000
第 種優先株式	110,000,000
第 種優先株式	33,000,000
第 種優先株式	11,000,000
第 種優先株式	40,000,000
第 種優先株式	15,000,000
第 種優先株式	2,000,000
計	1,200,000,000

- (注) 1 平成16年9月29日開催の臨時株主総会決議により、当社定款を次のとおり変更しております。
当社が発行する株式の総数は、12億株とし、このうち9億8,900万株は普通株式、1億1,000万株は種優先株式、3,300万株は種優先株式、1,100万株は種優先株式、4,000万株は種優先株式、1,500万株は種優先株式および200万株は種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を当該種類の株式数から減ずる。
- 2 第種優先株式、第種優先株式、第種優先株式、第種優先株式、第種優先株式、第種優先株式の優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- 3 第種優先株式、第種優先株式および第種優先株式の優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成16年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年12月15日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	215,694,333	215,925,333 (注) 1	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	
第一回 種優先株式	26,300,000	同左		(注) 3
第二回 種優先株式	26,300,000	同左		(注) 4
第三回 種優先株式	26,300,000	同左		(注) 5
第四回 種優先株式	26,300,000	同左		(注) 6
第一回 種優先株式	26,300,000	同左		(注) 7
第一回 種優先株式	1,500,000	同左		(注) 8
第一回 種優先株式		19,950,000		(注) 2、9
第一回 種優先株式		10,875,000		(注) 2、10
第二回 種優先株式		2,000,000		(注) 2、11
第一回 種優先株式		1,000,000		(注) 2、12
計	348,694,333	382,750,333		

(注) 1 中間会計期間末から平成16年11月30日までの間に新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により、発行済株式数が231,000株増加しております。なお、提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から、この半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 平成16年10月29日を払込期日とする優先株式の発行による第三者割当増資(割当先：(株)UFJ銀行、(株)みずほコーポレート銀行、(株)東京三菱銀行、UBSグループ)により、発行済株式数が33,825,000株増加しております。このうち、31,825,000株は当社に対する貸付金元本債権の現物出資により発行しております。

3 第一回 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 優先配当金

(1) 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)又は種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 種優先配当金の額

種優先配当金の額は、種優先株式の発行価額(2,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当率(以下「種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が200円を超える場合は、種優先配当金の額は200円とする。

種優先配当率は、平成15年4月1日以降、次回配当率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{種優先配当率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 0.75\%$$

「配当率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

(3) 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において種優先株主又は種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき2,000円を支払う。

種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(C) 買入消却

当社は、いつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(D) 議決権

種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(F) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成18年5月14日から平成28年5月13日までとする。

(2) 転換の条件

種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

262円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成18年5月14日から平成27年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成15年6月1日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ニ)転換により発行すべき普通株式数

種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{種優先株主が転換請求のために提出した種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(G) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(F)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記(F)(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(I) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

4 第二回 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 優先配当金

(1) 種優先配当金

第一回 種優先株式の記載に同じ。

- (2) 種優先配当金の額
 第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、種優先配当年率は以下の算式により計算される年率とする。

$$\text{種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR}(1\text{年物}) + 1.0\%$$
- (3) 種優先中間配当金
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (4) 非累積条項
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (5) 非参加条項
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (B) 残余財産の分配
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (C) 買入消却
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (D) 議決権
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (F) 普通株式への転換予約権
- (1) 転換を請求し得べき期間
 平成20年5月14日から平成30年5月13日までとする。
- (2) 転換の条件
 種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
- (イ)当初転換価額
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (ロ)転換価額の修正
 第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、転換価格修正日は、平成20年5月14日から平成29年5月14日までの毎年5月14日とする。
- (ハ)転換価額の調整
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (二)転換により発行すべき普通株式数
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (G) 普通株式への強制転換
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (I) 優先順位
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- 5 第三回 種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (A) 優先配当金
- (1) 種優先配当金
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (2) 種優先配当金の額
 第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、種優先配当年率は以下の算式により計算される年率とする。

$$\text{種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR}(1\text{年物}) + 1.25\%$$
- (3) 種優先中間配当金
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (4) 非累積条項
 第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (5) 非参加条項
 第一回 種優先株式の記載に同じ。

- (B) 残余財産の分配
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (C) 買入消却
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (D) 議決権
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (F) 普通株式への転換予約権
 - (1) 転換を請求し得べき期間
平成22年5月14日から平成32年5月13日までとする。
 - (2) 転換の条件
種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
 - (イ)当初転換価額
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (ロ)転換価額の修正
第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、転換価格修正日は、平成22年5月14日から平成31年5月14日までの毎年5月14日とする。
 - (ハ)転換価額の調整
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (二)転換により発行すべき普通株式数
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (G) 普通株式への強制転換
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (I) 優先順位
第一回 種優先株式の記載に同じ。
- 6 第四回 種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (A) 優先配当金
 - (1) 種優先配当金
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (2) 種優先配当金の額
第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、種優先配当年率は以下の算式により計算される年率とする。
種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.5%
 - (3) 種優先中間配当金
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (4) 非累積条項
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (5) 非参加条項
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (B) 残余財産の分配
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (C) 買入消却
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (D) 議決権
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
第一回 種優先株式の記載に同じ。

- (F) 普通株式への転換予約権
 - (1) 転換を請求し得べき期間
平成24年5月14日から平成34年5月13日までとする。
 - (2) 転換の条件
種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
 - (イ)当初転換価額
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (ロ)転換価額の修正
第一回 種優先株式の記載に同じ。但し、転換価格修正日は、平成24年5月14日から平成33年5月14日までの毎年5月14日とする。
 - (ハ)転換価額の調整
第一回 種優先株式の記載に同じ。
 - (二)転換により発行すべき普通株式数
第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (G) 普通株式への強制転換
第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い
第一回 種優先株式の記載に同じ。
- (I) 優先順位
第一回 種優先株式の記載に同じ。

7 第一回 種優先株式の内容は以下のとおりであります。

- (A) 優先配当金
 - (1) 種優先配当金
当社は、利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)又は種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。
 - (2) 種優先配当金の額
種優先配当金の額は、種優先株式の発行価額(2,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当率(以下「種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が200円を超える場合は、種優先配当金の額は200円とする。
種優先配当率は、平成15年4月1日以降、次回配当率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。
種優先配当率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.75%
「配当率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。
 - (3) 種優先中間配当金
当社は、中間配当を行うときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。
 - (4) 非累積条項
ある営業年度において種優先株主又は種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
 - (5) 非参加条項
種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。
- (B) 残余財産の分配
当社の残余財産の分配をするときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき2,000円を支払う。
種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (C) 買入消却
 当社は、いつでも 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。
- (D) 種優先株主による償還請求権
 (1) 種優先株主は、平成27年5月14日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益が600億円を超える場合、毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「償還請求可能期間」という。)において、当該当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該償還請求がなされた営業年度の前営業年度に係る定時株主総会において決議した、又は決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額を限度として、その保有する 種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、償還請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に、償還手続を行うものとする。
 (2) 前記限度額を超えて 種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。
 (3) 償還額は、 種優先株式1株につき2,000円とする。
- (E) 議決権
 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、 種優先株主に対して 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、 種優先株主に対して 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。
- (F) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
 当社は、法令に定める場合を除き、 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
 当社は、 種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- (G) 普通株式への転換予約権
 (1) 転換を請求し得べき期間
 平成26年5月14日から平成36年5月13日までとする。
 (2) 転換の条件
 種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
 (イ)当初転換価額
 262円
 (ロ)転換価額の修正
 転換価額は、平成26年5月14日から平成35年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (ハ)転換価額の調整
 転換価額は、平成15年6月1日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$
- また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{種優先株主が転換請求のために提出した種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(H) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(G)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記(G)(2)(八)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(I) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(J) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

8 第一回 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 優先配当金

(1) 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、種優先株式を有する株主(以下「種優先株主」という。)又は種優先株式の登録質権者(以下「種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める種優先中間配当金を支払ったときは、当該種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 種優先配当金の額

1株につき15円

(3) 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において種優先株主又は種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、種優先株主又は種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、種優先株式1株につき2,000円を支払う。

種優先株主又は種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(C) 買入消却

当社は、いつでも種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(D) 130%コールオプションによる強制償還

- (1) 当社は、平成18年5月14日以降、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある種優先株式の転換価額の130%以上であった場合、当社はその選択により、当該20連続取引日の末日から30日以内に、種優先株主に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、種優先株式の全部又は一部を強制償還することができる。
- (2) 償還価額は、種優先株式1株につき2,000円とする。
- (3) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

(E) 議決権

種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、種優先株主に対して種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(F) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当社は、種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(G) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成16年5月14日から平成25年5月13日までとする。

(2) 転換の条件

種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

568円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成16年5月14日から平成24年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ10取引日(当該転換価額修正日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値がその時に有効な転換価額を下回る場合、かかる平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成15年11月14日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{種優先株主が転換請求のために提出した種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(H) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。また、強制転換価額が強制転換基準日の前日において適用のある種優先株式の転換価額の100%に相当する金額(以下「上限強制転換価額」という。)を上回るときは、種優先株式1株の払込金相当額を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。但し、上記(G)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記(G)(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額及び上限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(I) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(J) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

9 第一回 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 配当金

(1) 第一回 種配当金

当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に対して利益配当を行う場合において、その普通株式1株あたりの利益配当金の額と、当該営業年度において普通株主及び普通登録質権者に対して中間配当を支払った場合における普通株式1株あたりの中間配当金の額との合計額(以下「普通株式年間配当額」という。)が、50円以上となるときは、第一回 種優先株式を有する株主(以下「第一回 種優先株主」という。)又は第一回 種優先株式の登録質権者(以下「第一回 種優先登録質権者」という。)に対し、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める方法により決定される額の利益配当金(以下「第一回 種配当金」という。)を支払う。

(2) 第一回 種配当金の額

第一回 種配当金の額は、普通株式年間配当額を、当該利益配当に係る基準日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日は除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値で除した値に、10,000円を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額(以下「第一回 種年間配当額」という。)とする。但し、当該営業年度において次項に定める第一回 種中間配当金を支払ったときは、第一回 種年間配当額から当該第一回 種中間配当金の額を控除した残額がある場合に、当該残額を第一回 種配当金として支払う。また、第一回 種配当金の額は、当該営業年度において下記(4)に定める第一回 種中間配当金を支払った場合における当該第一回 種中間配当金の額と合計して、2,000円を超えないものとする。

(3) 第一回 種配当金の支払順位

普通株式に係る利益配当金及び第一回 種配当金の支払順位は同順位とする。

- (4) 第一回 種中間配当金
 当社は、普通株主及び普通登録質権者に対して普通株式1株につき25円以上の額の中間配当金をもって中間配当を行うときは、第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対し、第一回 種優先株式1株につき上記(2)に定める方法により決定される額の金銭(以下「第一回 種中間配当金」という。)を支払う。但し、第一回 種優先株式1株あたりの第一回 種中間配当金の額は、1,000円を上限とする。なお、普通株式に係る中間配当金及び第一回 種中間配当金の支払順位は同順位とする。
- (B) 残余財産の分配
 当社の残余財産を分配するときは、第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第一回 種優先株式1株につき10,000円を支払う。第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。
- (C) 買入消却
 当社はいつでも第一回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。
 当社が優先株式を買い受け又は消却するときは、一又は複数の種類の優先株式のみについて、その全部又は一部の買い受け又は消却を行うことができる。
- (D) 議決権
 第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
 当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
 当社は、第一回 種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- (F) 普通株式への転換予約権
 (1) 転換を請求し得べき期間
 平成36年10月29日以降とする。
- (2) 転換の条件
 第一回 種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
- (イ)当初転換価額
 当初転換価額は、平成36年10月29日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額とする。但し、上記計算の結果、当初転換価額が200円(以下「下限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって当初転換価額とする。
- (ロ)転換価額の修正
 転換価額は、平成37年10月29日以降、毎年10月29日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (ハ)転換価額の調整
 転換価額は、平成36年10月29日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

第一回 種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した第一回 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(G) 期中転換があった場合の取扱い

第一回 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(H) 優先順位

種優先株式に係る利益配当金及び中間配当金の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式及び種優先株式に劣後し、種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式、種優先株式及び種優先株式に劣後するものとする。

10 第一回 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 配当金

(1) 第一回 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主(以下「第一回 種優先株主」という。)又は第一回 種優先株式の登録質権者(以下「第一回 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「第一回 種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第一回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回 種優先配当金の額

第一回 種優先配当金の額は、第一回 種優先株式の発行価額(12,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下「第一回 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が1,200円を超える場合は、第一回 種優先配当金の額は1,200円とする。

第一回 種優先配当年率は、平成16年4月1日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第一回 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 0.75\%$$

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第一回 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 1.00\%$$

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第一回 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 1.25\%$$

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第一回 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 1.50\%$$

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

$$\text{第一回 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 1.75\%$$

「配当年率修正日」は、平成17年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、平成16年4月1日又は各配当年率修正日及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

- (3) 第一回 種優先中間配当金
当社は、中間配当を行うときは、第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「第一回 種優先中間配当金」という。)を支払う。
- (4) 非累積条項
ある営業年度において第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める第一回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (5) 非参加条項
第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対しては、第一回 種優先配当金を超えて配当は行わない。
- (B) 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第一回 種優先株式1株につき12,000円を支払う。
第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。
- (C) 買入消却
当社はいつでも第一回 種優先株式を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。
当社が優先株式を買受け又は消却するときは、一又は複数の種類の優先株式のみについて、その全部又は一部の買受け又は消却を行うことができる。
- (D) 議決権
第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与
当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
当社は、第一回 種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- (F) 普通株式への転換予約権
(1) 転換を請求し得べき期間
平成31年10月29日以降とする。
- (2) 転換の条件
第一回 種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。
- (イ)当初転換価額
当初転換価額は、平成31年10月29日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日は除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額とする。但し、上記計算の結果、当初転換価額が200円(以下「下限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が2,162.2円(以下「上限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。
- (ロ)転換価額の修正
転換価額は、平成32年10月29日以降、毎年10月29日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の500%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(八) 転換価額の調整

転換価額は、平成31年10月29日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

第一回V種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回V種優先株主が転換請求のために提出した第一回V種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(G) 期中転換があった場合の取扱い

第一回V種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(H) 優先順位

V種優先株式に係る優先配当金及び優先中間配当金の支払順位は、種優先株式、種優先株式及び種優先株式と同順位とし、種優先株式に優先するものとする。

種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式及び種優先株式と同順位とし、種優先株式に優先するものとする。

11 第二回V種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 配当金

(1) 第二回V種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第二回V種優先株式を有する株主(以下「第二回V種優先株主」という。)又は第二回V種優先株式の登録質権者(以下「第二回V種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第二回V種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「第二回V種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第二回V種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二回V種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回V種優先配当金の額

第二回V種優先配当金の額は、第二回V種優先株式の発行価額(10,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下「第二回V種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が1,000円を超える場合は、第二回V種優先配当金の額は1,000円とする。

第二回V種優先配当年率は、平成16年4月1日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第二回 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 1.75\%$$

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第二回 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 2.00\%$$

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第二回 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 2.25\%$$

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36年3月31日に終了する営業年度まで

$$\text{第二回 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 2.50\%$$

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

$$\text{第二回 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(1年物)} + 2.75\%$$

「配当年率修正日」は、平成17年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、平成16年4月1日又は各配当年率修正日及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 第二回 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第二回 種優先株主又は第二回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「第二回 種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度において第二回 種優先株主又は第二回 種優先登録質権者に対して支払う1株あたり利益配当金の額が上記(2)に定める第二回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第二回 種優先株主又は第二回 種優先登録質権者に対しては、第二回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第二回 種優先株主又は第二回 種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第二回 種優先株式1株につき10,000円を支払う。

第二回 種優先株主又は第二回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(C) 買入消却

当社はいつでも第二回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受額により消却することができる。

当社が優先株式を買い受け又は消却するときは、一又は複数の種類の優先株式のみについて、その全部又は一部の買い受け又は消却を行うことができる。

(D) 議決権

第二回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第二回 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、第二回 種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(F) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成27年10月29日以降とする。

(2) 転換の条件

第二回V種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

当初転換価額は、平成27年10月29日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日は除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額とする。但し、上記計算の結果、当初転換価額が200円(以下「下限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が864.9円(以下「上限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成28年10月29日以降、毎年10月29日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

転換価額は、平成27年10月29日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ニ) 転換により発行すべき普通株式数

第二回V種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二回V種優先株主が転換請求のために提出した第二回V種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(G) 期中転換があった場合の取扱い

第二回V種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(H) 優先順位

V種優先株式に係る優先配当金及び優先中間配当金の支払順位は、種優先株式、種優先株式及び種優先株式と同順位とし、種優先株式に優先するものとする。

種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式及び種優先株式と同順位とし、種優先株式に優先するものとする。

12 第一回 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) 配当金

当社は、第一回 種優先株式を有する株主(以下「第一回 種優先株主」という。)又は第一回 種優先株式の登録質権者(以下「第一回 種優先登録質権者」という。)に対しては、利益配当又は中間配当を一切行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対し、普通株式を有する株主及び普通株式の登録質権者に先立ち、第一回 種優先株式1株につき10,000円を支払う。

第一回 種優先株主又は第一回 種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(C) 買入消却

当社は、いつでも第一回 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

当社が優先株式を買い受け又は消却するときは、一又は複数の種類の優先株式のみについて、その全部又は一部の買い受け又は消却を行うことができる。

(D) 130%コールオプションによる強制償還

- (1) 当社は、平成19年10月29日以降、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日(以下本号において「取引日」というときは終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある第一回 種優先株式の転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、当該20連続取引日の末日から30日以内に、第一回 種優先株主に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、第一回 種優先株式の全部又は一部を強制償還することができる。
- (2) 償還価額は、第一回 種優先株式 1株につき10,000円とする。
- (3) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

(E) 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(F) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、第一回 種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(G) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成17年5月2日から平成21年10月29日までとする。

(2) 転換の条件

第一回 種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

432.4円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成17年5月12日から平成21年10月12日までの間、毎月12日(以下それぞれ「決定日」という。)の翌日以降に、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(以下本(ロ)において「取引日」というときは、以下に定義するVWAPが算出されない日を含まない。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値の90%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が平成17年5月12日まで(当日を含む。)の5連続取引日(平成17年5月12日にVWAPが算出されない場合には、その直前の取引日までの5連続取引日とする。)の各取引日のVWAPの平均値(以下「基準VWAP」という。)の40%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が基準VWAPの120%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成16年10月30日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

第一回 種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した第一回 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(H) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第一回 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、10,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日(以下本項において「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。この場合、強制転換価額が基準VWAPの40%に相当する金額(以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、10,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(G)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記(G)(八)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(I) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第一回 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(J) 優先順位

種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、種優先株式、種優先株式、種優先株式及び種優先株式と同順位とし、種優先株式に優先するものとする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成15年11月5日に2005年11月満期円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成15年11月6日～ 平成17年11月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,000	同左

(注) 1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(注)2(B)記載の行使価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は原則として切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

2 本新株予約権の行使時の払込金額

(A) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(B) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「行使価額」という。)は、当初740円とする。

- (C) 本新株予約権付社債の発行日の属する月の翌月以降、毎月第1金曜日(日本時間、以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の5連続取引日(但し、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値又は当該決定日の行使価額の75%に相当する価額の高い方の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「決定日株価」という。)が、当該決定日の行使価額を下回る場合には、行使価額は、決定日の翌取引日以降、当該決定日株価に修正される。但し、かかる算出の結果、下限行使価額(以下に定義する。)未満となる場合は、修正後行使価額は、下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、当初行使価額の30%に相当する価額(但し、下記(D)の調整を受ける。)の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。
- (D) 行使価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、行使価額(修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。)とし、同発行価額中資本に組入れる額は、行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 4 その他の本新株予約権の行使の条件
当社が下記(A)、(B)又は(C)のいずれかにより本社債を繰上償還する場合には、償還日に先立つ5営業日前の日以降本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

繰上償還

- (A) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

- (B) 130%コールオプション条項による繰上償還

本新株予約権付社債の発行日から6ヶ月経過後、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある行使価額の130%以上であった場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、当該20連続取引日の末日から30日以内に償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

- (C) ハードコールオプション条項による繰上償還

当社はその選択により、本新株予約権付社債の発行日から6ヶ月経過後いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、30日以上60日以内の事前通知を行った上で、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の102%に相当する価額で繰上償還することができる。

- 5 商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

当社は、平成16年10月29日に第一回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	99
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式(注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 7
新株予約権の行使期間	平成16年11月 1日 ~ 平成18年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 8
新株予約権の行使の条件	(注) 9
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)10
新株予約権付社債の残高(百万円)	9,900

6 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(注) 7 (B)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は原則として切り捨て、現金による調整は行わない。

7 本新株予約権の行使時の払込金額

(A) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(B) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初454円とする。

(C) 転換価額は、平成16年11月4日から平成18年10月4日までの間、毎月4日(以下それぞれ「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(以下本項において「取引日」というときは、以下に定義するVWAPが算出されない日を含まない。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取次日までの5連続取引日とする。)(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値の93%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、以下(1)又は(2)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、取締役会が適当と判断する値に調整される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が平成16年11月4日まで(当日を含む。)の5連続取引日(平成16年11月4日にVWAPが算出されない場合には、その直前の取引日までの5連続取引日とする。)の各取引日のVWAPの平均値(以下「基準VWAP」という。)の50%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が基準VWAPの200%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。但し、本欄第4項により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(1) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)

株式の分割により普通株式を発行する場合。

時価を下回る当初価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。

- (2) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (D) 転換価額は、平成16年10月30日以降、時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行または処分する場合には、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 8 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社の普通株式1株の資本組入額は、本欄第1項記載の本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社の普通株式1株の発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

- 9 その他の本新株予約権の行使の条件

当社が下記(A)、(B)または(C)により本社債が繰上償還される場合は償還金支払場所に提出された時以降、対象となる本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

繰上償還

- (A) 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社はその選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。
- (B) 本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、毎月4日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100.5円で繰上償還することができる。
- 10 商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 11 発行日から提出日の前月末(平成16年11月30日)までの間に1個の新株予約権が行使されております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年4月1日～ 平成16年9月30日 (注)1	2,232,142	348,694,333	500	151,106	500	322,255

- (注) 1 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による増加であります。
- 2 平成16年10月29日を払込期日とする優先株式の発行による第三者割当増資(割当先: (株)UFJ銀行、(株)みずほコーポレート銀行、(株)東京三菱銀行、UBSグループ)により、発行済株式数が33,825,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ180,000百万円増加しております。
このうち、31,825,000株は当社に対する貸付金元本債権の現物出資により発行しております。
- 3 当中間会計期間末から平成16年11月30日までの間に新株引受権付社債に付された新株予約権の行使により、発行済株式数が231,000株、資本金が50百万円、資本準備金が49百万円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成16年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
リーマンブラザーズアジア キャピタルカンパニー	東京都港区六本木6丁目10-1	7,375	3.42
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦3丁目21-24	6,908	3.20
那 須 功	埼玉県川口市北園町27-15	5,200	2.41
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3丁目7-3	4,036	1.87
東京海上火災保険株式会社 (注)1	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	3,910	1.81
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (注)2	東京都港区浜松町2丁目11-3	3,626	1.68
大同生命保険株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,380	1.57
ドイチェバンクアーゲー ロンドン610	東京都千代田区永田町2丁目11-1	3,119	1.45
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4-1	2,459	1.14
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	2,275	1.05
計		42,292	19.61

- (注) 1 東京海上火災保険株式会社は、平成16年10月1日に日動火災海上保険株式会社と合併し、東京海上日動火災保険株式会社となっております。
- 2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3,417千株

第 種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦3丁目21-24	60,000	57.04
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	18,000	17.11
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	14,000	13.31
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	7,200	6.84
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	4,000	3.80
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13-2	2,000	1.90
計		105,200	100.00

第 種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦3丁目21-24	15,000	57.04
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	4,500	17.11
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	3,500	13.31
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	1,800	6.84
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,000	3.80
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13-2	500	1.90
計		26,300	100.00

第 種優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
リーマンブラザーズアジア キャピタルカンパニー	東京都港区六本木6丁目10-1	1,000	66.67
リーマンブラザーズ コマースコプアジア	東京都港区六本木6丁目10-1	500	33.33
計		1,500	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 133,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 92,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 214,022,300	2,139,259	
単元未満株式	普通株式 1,579,833		1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	348,694,333		
総株主の議決権		2,139,259	

(注) 1 単元未満株式に含まれる相互保有株式及び自己株式は下記のとおりであります。

株式会社証券保管振替機構	54株
双日ホールディングス株式会社	44株

- 2 「完全議決権株式(その他)」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式96,100株、及び株主名簿上は当社名義となっているものの実質的に所有していない株式300株が含まれております。なお、議決権の数の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数961個、及び株主名簿上は当社名義となっているものの実質的に所有していない株式に係る議決権の数3個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成16年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
双日ホールディングス 株式会社	東京都港区赤坂6丁目 1-20	92,200		92,200	0.04
計		92,200		92,200	0.04

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が354株あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2 【株価の推移】

(1) 普通株式

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成16年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	757	664	570	550	408	459
最低(円)	639	520	503	341	339	413

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

(2) 第 種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

(3) 第 種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

(4) 第 種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役 副社長執行役員	社長補佐 監査部、秘書部 担当役員	取締役 副社長執行役員	社長補佐 監査部、コンプライアンス部担当役員	橋 川 真 幸	平成16年11月1日
取締役 専務執行役員	コンプライアンス部、リスク管理部 担当役員	取締役 専務執行役員	人事総務部、リスク管理部担当役員	小 林 克 彦	平成16年11月1日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

前中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

なお、当中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

前中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)及び前中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、新日本監査法人及び朝日監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、新日本監査法人及びあずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、朝日監査法人は、平成16年1月1日に名称を変更し、あずさ監査法人となりました。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成16年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
流動資産								
1	現金及び預金	2	518,758	325,501	435,671			
2	受取手形及び売掛金	2	799,401	622,695	708,982			
3	有価証券	2	13,732	14,887	17,705			
4	たな卸資産	2	289,787	240,369	239,499			
5	短期貸付金	2	213,069	95,435	188,002			
6	繰延税金資産		14,583	6,028	13,346			
7	その他	2	190,155	176,629	171,637			
8	貸倒引当金		42,810	27,965	39,926			
	流動資産合計		1,996,676	58.48	1,453,582	53.76	1,734,918	56.38
固定資産								
(1) 有形固定資産								
1	賃貸用固定資産	2		93,781	50,446			
	減価償却累計額			10,781	82,999	5,138	45,307	
2	建物及び構築物	2		139,407	165,845			
	減価償却累計額			58,079	81,328	58,185	107,660	
3	機械装置 及び運搬具	2		201,359	200,960			
	減価償却累計額			72,202	129,157	72,360	128,599	
4	土地	2	174,703	138,195	184,233			
5	その他			42,142	42,963			
	減価償却累計額		338,479	21,544	20,597	15,602	27,361	
	有形固定資産合計	1	513,182	452,279	16.73	493,163	16.03	
(2) 無形固定資産								
1	連結調整勘定		47,598	82,129	41,375			
2	その他		31,234	30,489	24,852			
	無形固定資産合計		78,833	112,619	4.16	66,228	2.15	
(3) 投資その他の資産								
1	投資有価証券	2	435,308	389,790	410,531			
2	長期貸付金	2	225,976	93,266	182,093			
3	固定化営業債権			346,661				
4	繰延税金資産		81,046	70,367	95,685			
5	再評価に係る 繰延税金資産		2,252	1,670	1,822			
6	その他	2	204,350	80,808	234,988			
7	貸倒引当金		124,831	298,237	143,786			
	投資その他の 資産合計		824,103	684,328	25.31	781,335	25.39	
	固定資産合計		1,416,118	41.47	1,249,227	46.20	1,340,726	43.57
繰延資産								
			1,594	0.05	1,144	0.04	1,377	0.05
資産合計								
			3,414,390	100.00	2,703,954	100.00	3,077,022	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成16年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
1	2	536,484		477,884		479,264		
2	2	1,561,242		1,517,878		1,320,861		
3		79,570		79,100		141,200		
4		36,585		33,874		38,858		
5		5,894		5,874		7,788		
6		607		255		257		
7				4,229		3,108		
8	2	234,103		159,349		220,979		
		2,454,488	71.89	2,278,446	84.26	2,212,318	71.90	
流動負債合計								
固定負債								
1	2	65,287		48,664		61,167		
2	2,4	472,223		211,143		430,640		
3		10,836		5,403		10,463		
4		9,990		33,510		7,928		
5	2	43,954		31,465		26,259		
		602,292	17.64	330,187	12.21	536,459	17.43	
固定負債合計								
負債合計		3,056,781	89.53	2,608,633	96.47	2,748,778	89.33	
(少数株主持分)								
少数株主持分		13,057	0.38	33,632	1.24	12,009	0.39	
(資本の部)								
資本金		148,306	4.34	151,106	5.59	150,606	4.90	
資本剰余金		344,319	10.08	302,703	11.20	346,619	11.27	
利益剰余金		66,849	1.96	319,821	11.83	104,802	3.41	
土地再評価差額金		6,364	0.18	5,214	0.19	5,469	0.18	
その他有価証券 評価差額金		2,295	0.07	16,482	0.61	16,692	0.54	
為替換算調整勘定		71,725	2.10	83,523	3.09	87,379	2.84	
自己株式		839	0.02	44	0.00	32	0.00	
資本合計		344,551	10.09	61,688	2.29	316,234	10.28	
負債、少数株主持分 及び資本合計		3,414,390	100.00	2,703,954	100.00	3,077,022	100.00	

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
売上高		3,022,042	100.00	2,254,215	100.00	5,861,737	100.00	
売上原価		2,899,718	95.95	2,134,498	94.69	5,612,714	95.75	
売上総利益		122,323	4.05	119,717	5.31	249,022	4.25	
販売費及び一般管理費								
1 給料手当	29,529							
2 役員報酬及び 従業員給料手当				28,793		61,806		
3 従業員賞与				1,333		3,618		
4 賞与引当金繰入額				4,229		1,704		
5 退職給付費用				1,967		8,411		
6 福利厚生費				4,678		8,179		
7 旅費及び交通費				3,859		8,774		
8 賃借料	9,518			9,463		19,990		
9 通信費				1,654		3,655		
10 租税公課				1,813		3,674		
11 交際費				842		1,996		
12 業務委託費				5,151		15,549		
13 減価償却費				6,074		13,724		
14 貸倒引当金繰入額				346		2,629		
15 連結調整勘定償却額				2,406		2,840		
16 その他	56,669	95,717	3.17	14,169	86,783	32,518	189,074	3.23
営業利益		26,606	0.88	32,934	1.46	59,948	1.02	
営業外収益								
1 受取利息	12,852			9,181		24,572		
2 受取配当金	2,047			1,479		4,543		
3 有価証券売却益				108		1,169		
4 持分法による 投資利益	1,866			6,083		5,929		
5 投資有価証券売却益	3,052					6,231		
6 その他	8,326	28,145	0.93	6,827	23,679	15,823	58,269	1.00
営業外費用								
1 支払利息	27,956			23,890		53,590		
2 コマーシャル ペーパー利息	773			1,261		2,085		
3 有価証券売却損				17		344		
4 その他	6,946	35,677	1.18	5,682	30,851	13,736	69,757	1.19
経常利益		19,074	0.63	25,762	1.14	48,461	0.83	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
特別利益										
1 有形固定資産等 売却益	1	145		635		681				
2 投資有価証券売却益		6,050		3,296		21,492				
3 持分変動利益		6,195	0.21	1,026	4,958	22,173	0.37			
特別損失										
1 有形固定資産等 売却・除却損	2	2,157		778		4,999				
2 投資有価証券売却損		6,017		8,894		6,603				
3 投資有価証券等 評価損		1,130		13,087		8,998				
4 関係会社等整理・ 引当損	3	5,844		46,193		34,635				
5 特定海外債権引当金 繰入額	4	2,612				28,338				
6 事業構造改善損	5	1,962		181,332		6,633				
7 特別退職金等		4,043				7,050				
8 退職給付制度 変更費用	6	15,271				15,271				
9 統合費用		206	39,245	1.30	250,286	11.10	206	112,737	1.92	
税金等調整前 中間(当期)純損失		13,975	0.46	219,564	9.74	42,101	0.72			
法人税、住民税 及び事業税		5,487		5,553		12,282				
法人税等調整額		2,875	2,612	0.09	13,858	19,411	0.86	23,058	10,776	0.19
少数株主利益		922	0.03	2,094	0.09	2,282	0.04			
中間(当期)純損失		17,509	0.58	241,071	10.69	33,609	0.57			

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)							
資本剰余金期首残高			293,335		346,619		293,335
資本剰余金増加高							
1 増資及び新株予約権の 行使		138,274		500		140,574	
2 合併差益		29				29	
3 利益剰余金からの振替高		106				106	
4 自己株式処分差益			138,410	9	509		140,710
資本剰余金減少高							
1 連結子会社合併による 減少高				15,227			
2 資本剰余金取崩額		87,426	87,426	29,198	44,426	87,426	87,426
資本剰余金中間期末 (期末)残高			344,319		302,703		346,619
(利益剰余金の部)							
利益剰余金期首残高			134,913		104,802		134,913
利益剰余金増加高							
1 資本剰余金取崩額		87,426		29,198		87,426	
2 連結子会社及び持分法 適用会社の増減に係る 増加高				2,324			
3 最小年金債務調整額	1					24	
4 未実現デリバティブ 評価損益	2		87,426	27	31,549		87,450
利益剰余金減少高							
1 中間(当期)純損失		17,509		241,071		33,609	
2 役員賞与		10		22		10	
3 土地再評価差額金取崩額		11		217		645	
4 未実現デリバティブ 評価損益	2					346	
5 資本剰余金への振替高		106				106	
6 連結子会社合併による 減少高				5,257		9,856	
7 自己株式処分差損		267				415	
8 連結範囲の変更に伴う 剰余金の減少高		1,456				5,973	
9 その他有価証券評価 差額金充当額	3		19,362		246,568	6,376	57,339
利益剰余金中間期末 (期末)残高			66,849		319,821		104,802

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純損失()		13,975	219,564	42,101
減価償却費		14,194	11,431	33,557
投資有価証券評価損		1,130	13,087	8,998
連結調整勘定償却額		1,806	2,406	2,840
貸倒引当金の増加額		4,572	141,424	23,570
退職給付引当金の減少額		10,675	3,869	12,024
受取利息及び受取配当金		14,899	10,661	29,116
支払利息		28,730	25,151	55,675
為替差損		1,013	2,463	3,227
持分法による投資損益 (益)		1,866	6,083	5,929
投資有価証券売却損益 (益)		3,215	4,480	21,945
有形固定資産等売却・ 除却損益(益)		2,012	143	4,317
売上債権の減少額		65,826	9,723	101,743
たな卸資産の減少額		15,175	516	52,938
仕入債務の減少額		5,166	11,769	49,161
役員賞与の支払額		15	25	15
その他		16,605	17,441	7,677
小計		68,042	23,701	118,898
受取利息及び配当金の 受取額		21,703	8,233	39,428
利息の支払額		30,618	25,111	58,914
法人税等の支払額		6,741	6,789	12,252
営業活動による キャッシュ・フロー		52,384	47,369	87,160
投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の純増加額		2,865	7,773	15,090
有価証券の純減少額		5,790	5,986	6,687
有形固定資産の取得に よる支出		6,311	3,815	10,848
有形固定資産の売却に よる収入		767	4,271	3,794
投資有価証券の取得に よる支出		8,779	5,191	11,590
投資有価証券の償還・ 売却による収入		35,884	27,581	79,691
短期貸付金の純減少 (増加)額		6,518	30,489	30,625
長期貸付けによる支出		7,856	3,910	35,559
長期貸付金の回収に よる収入		12,847	17,744	24,410
連結範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による 支出			886	2,756
連結範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による 収入		1,228	489	2,736
その他		6,959	2,018	6,401
投資活動による キャッシュ・フロー		31,144	66,023	73,030

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純増加 (減少)額		49,570	324,996	189,312
商業紙の 純減少(増加)額		57,970	62,100	119,600
長期借入れによる収入		52,405	12,423	176,441
長期借入金の返済による 支出		198,653	387,917	409,663
社債の発行による収入		16,863		47,225
社債の償還による支出		59,284	16,775	85,794
増資による収入		272,248		272,223
少数株主への株式の発行 による収入		481	35	510
自己株式の売却による 収入				572
自己株式の取得による 支出		31	19	46
少数株主への配当金の 支払額		302	576	359
財務活動による キャッシュ・フロー		92,126	129,933	68,602
現金及び現金同等物に係る 換算差額		917	872	5,630
現金及び現金同等物の増加額		176,573	110,406	85,958
現金及び現金同等物の 期首残高		310,441	401,240	310,441
連結範囲の変更に伴う 現金及び現金同等物の増減額		4,649	820	4,840
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	491,664	290,013	401,240

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数は388社であります。 このうち、主要な連結子会社名は「第1 企業の概況 3 関係会社の状況」に記載しております。 なお、非連結子会社の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも小規模であり、かつ全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数は322社であります。主な連結子会社は以下のとおりであります。 双日㈱ 双日マシナリー㈱ 双日マリンアンド エンジニアリング㈱ 日商岩井エアロマリン㈱ (注：平成16年10月1日を以って日商岩井エアロマリン㈱は双日エアロスペース㈱へと社名変更致しました。) 双日エネルギー㈱ プラ・ネット・ ホールディングス㈱ プラマテルズ㈱ グローバル・ケミカル・ ホールディングス㈱ ニコム建物管理㈱ サン建材㈱ 双日食料㈱ ㈱なか卯 ㈱ニチメンインフィニティ 第一紡績㈱ 日商エレクトロニクス㈱ MMC Automotriz, S.A. Sunrock Aircraft Corporation Limited P.T. Kaltim Methanol Industri Thai Central Chemical Puclic Co., Ltd. 双日米国会社 双日欧州会社 双日アジア会社 双日香港会社</p> <p>当中間連結会計期間において新規設立、重要性の増加等により、新たに21社を連結の範囲に含めました。その主な連結子会社名は以下のとおりであります。 日商エレクトロニクス㈱ シンガポール㈱</p> <p>また、売却及び持分法非適用子会社への移行等により28社が減少しております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数は329社であります。 このうち、主要な連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しております。 なお、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>2 持分法の適用に関する事項 持分法を適用した会社数は242社(非連結子会社26社及び関連会社216社)であります。 このうち、主要な持分法適用会社名は「第1 企業の概況 3 関係会社の状況」に記載しております。 なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ中間連結純損益、連結利益剰余金等に重要な影響を及ぼしておりません。</p>	<p>連結の範囲より除外した子会社は、在外子会社88社、国内子会社23社、計111社であります。 これらの非連結子会社の総資産、売上高、中間純損益、及び利益剰余金等は、いずれも小規模であり、かつ全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。なお、主な非連結子会社名は次のとおりです。 MONARCH MARITIME, S.A.</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社のうち非連結子会社22社、関連会社196社に対する投資について持分法を適用しております。 持分法適用の範囲に含めた主な非連結子会社及び関連会社は以下のとおりであります。 非連結子会社 MONARCH MARITIME, S.A. 関連会社 アリスタライフ サイエンス(株) エルエヌジージャパン(株) (株)メタルワン</p> <p>当中間連結会計期間において新規設立・取得等により12社が増加し、持分法非適用関連会社への移行及び売却等により22社が減少しております。</p> <p>なお、持分法を適用していない非連結子会社89社、関連会社40社、計129社は、それぞれ中間連結純損益、連結利益剰余金等に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても重要性はありません。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 持分法を適用した会社数は228社(非連結子会社24社及び関連会社204社)であります。 このうち、主要な持分法適用関連会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しております。 なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益、連結利益剰余金等に重要な影響を及ぼしておりません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なり、中間決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の中間財務諸表を使用している子会社は232社あります。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社は181社であります。これらの子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日から3ヶ月を超えない子会社については当該子会社の中間財務諸表を使用しておりますが、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。 中間連結決算日との差異が3ヶ月を超えている子会社については中間連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算を行っております。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度日等に関する事項 連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なり、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の決算財務諸表を使用している子会社は186社あります。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>4 ニチメン(株)及び日商岩井(株)の株式移転による企業結合に関する連結手続 ニチメン(株)及び日商岩井(株)の株式移転による企業結合に関する連結手続については持分プーリング法を適用しております。</p> <p>5 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券(投資有価証券を含む)</p> <p>a 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>b その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 デリバティブ 時価法によっております。 運用目的の金銭の信託 時価法によっております。 たな卸資産 主として個別法または移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>4</p> <p>5 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券(投資有価証券を含む)</p> <p>a 売買目的有価証券(一部の在外連結子会社) ...時価法によっております。 売却原価は主として移動平均法により算出しております。</p> <p>b 満期保有目的の債券 同左</p> <p>c その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左 運用目的の金銭の信託 同左 たな卸資産 主として個別法または移動平均法による原価法によっておりますが、在外連結子会社では個別法による低価法を採用しております。</p>	<p>4 旧ニチメン(株)及び旧日商岩井(株)の株式移転による企業結合に関する連結手続 旧ニチメン(株)及び旧日商岩井(株)の株式移転による企業結合に関する連結手続については持分プーリング法を適用しております。</p> <p>5 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券(投資有価証券を含む)</p> <p>a 売買目的有価証券(一部の在外連結子会社) 同左</p> <p>b 満期保有目的の債券 同左</p> <p>c その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左 運用目的の金銭の信託 同左 たな卸資産 主として個別法または移動平均法による原価基準によっております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、子会社のニチメン東京本社と日商岩井新横浜センターの建物及び構築物と平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)は定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 (含む賃貸用 3～65年 固定資産)</p> <p>機械装置及び 運搬具 2～25年</p> <p>無形固定資産 主として定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、子会社の双日(株)の三田NNビルと新横浜センターの建物及び構築物と平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除き、賃貸用固定資産を含む)は定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 (含む賃貸用 3～65年 固定資産)</p> <p>機械装置及び 運搬具 2～25年</p> <p>無形固定資産 主として定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、一部の連結子会社では、鉱業権について生産高比例法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えて、支給見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 主として定率法によっております。但し、子会社の旧ニチメン(株)の東京本社と旧日商岩井(株)の新横浜センターの建物及び構築物と平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除き、賃貸用固定資産を含む)は定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 (含む賃貸用 3～65年 固定資産)</p> <p>機械装置及び 運搬具 2～25年</p> <p>無形固定資産 主として定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、原則として、10年による按分額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主に8年)による按分額を費用処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主に10年)による定額法(一部子会社は定率法)により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報) 子会社のニチメン(株)は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成15年9月に適格退職年金制度及び退職一時金制度を廃止し、確定拠出年金制度及び前払退職金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は、特別損失として15,271百万円計上しております。</p> <p>なお、一部の従業員には退職一時金制度が存続しておりますが、対象従業員の数が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、簡便法により計算した退職給付債務を用いて、退職給付引当金及び退職給付費用を計上することに変更しております。この変更による影響額は軽微であります。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、原則として、10年による按分額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主に8年)による按分額を費用処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主に10年)による定額法(一部子会社は定率法)により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報) 子会社の旧ニチメン(株)は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成15年9月に適格退職年金制度及び退職一時金制度を廃止し、確定拠出年金制度及び前払退職金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は、特別損失として15,271百万円計上しております。</p> <p>なお、一部の従業員には退職一時金制度が存続しておりますが、対象従業員の数が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、簡便法により計算した退職給付債務を用いて、退職給付引当金及び退職給付費用を計上することに変更しております。この変更による影響額は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。 換算差額は、少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、一部の在外連結子会社については売買取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建取引の為替変動リスクに対して為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引を、借入金、貸付金、利付き債券等の金利変動リスクに対して金利スワップ取引、金利オプション取引を、貴金属、穀物等の商品価格変動リスクに対して商品先物取引、商品先渡取引等をヘッジ手段として用いております。</p>	<p>(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建取引の為替変動リスクに対して為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引を、借入金、貸付金、利付債券等の金利変動リスクに対して金利スワップ取引、金利オプション取引を、貴金属、穀物、石油等の商品価格変動リスクに対しては商品先物取引、商品先渡取引等をヘッジ手段として用いております。</p>	<p>(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。換算差額は、少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 同左 ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建取引の為替変動リスクに対して為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引を、借入金、貸付金、利付債券等の金利変動リスクに対して金利スワップ取引、金利オプション取引を、貴金属、穀物等の商品価格変動リスクに対しては商品先物取引、商品先渡取引等をヘッジ手段として用いております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>ヘッジ方針 事業活動に伴って発生する通貨、金利、有価証券、商品の相場変動リスクを回避するため、社内管理規程に基づき、主としてデリバティブ取引によりリスクをヘッジしております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動等を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。</p> <p>ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 大型不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入 大型不動産開発事業(総投資額が20億円以上かつ開発期間が1年超のもの)に係る正常な開発期間中の支払利息は取得原価に算入しております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 当中間連結会計期間から連結納税制度を適用しております。</p> <p>6 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 大型不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p> <p>6 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 大型不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p> <p>6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動リスクを負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>資産の評価基準及び評価方法(たな卸資産の評価基準及び評価方法)</p> <p>たな卸資産の評価方法は、子会社の旧ニチメン(株)では個別法による原価法を採用していましたが、当中間連結会計期間より、主として個別法または移動平均法による原価法を採用することに変更しております。</p> <p>これは、旧ニチメン(株)が旧日商岩井(株)と合併したことにより、会計処理の統一を行い、また、同一の基幹システムを導入したことにより、商品特性に応じてより適正なたな卸資産の評価及び期間損益の計算を行う目的で、個々の取引毎に損益計算することが合理的な商品は個別法を採用し、その他の商品については価格変動による損益計算書への影響を平準化するために移動平均法を採用したことによるものです。なお、この変更による影響額は軽微であります。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)																								
	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>(1) 「固定化営業債権」は前中間連結会計期間は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間末において、資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しております。 なお、前中間連結会計期間末の「固定化営業債権」は、121,561百万円であります。</p> <p>(2) 「賃貸用固定資産」、「建物及び構築物」、「機械装置及び運搬具」及び各々の減価償却累計額は、「その他」に含めて表示しておりましたが、明瞭性の観点より、当中間連結会計期間から区分掲記することとしました。 なお、前中間連結会計期間の有形固定資産を当中間連結会計期間と同じ方法にて分類した場合は次の通りであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1 賃貸用固定資産</td> <td style="text-align: right;">50,406</td> </tr> <tr> <td> 減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">4,630</td> </tr> <tr> <td> 2 建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">174,163</td> </tr> <tr> <td> 減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">60,565</td> </tr> <tr> <td> 3 機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">249,488</td> </tr> <tr> <td> 減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">96,745</td> </tr> <tr> <td> 4 土地</td> <td style="text-align: right;">174,703</td> </tr> <tr> <td> 5 その他</td> <td style="text-align: right;">43,032</td> </tr> <tr> <td> 減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">16,670</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産合計</td> <td style="text-align: right;">513,182</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額(百万円)	(1) 有形固定資産		1 賃貸用固定資産	50,406	減価償却累計額	4,630	2 建物及び構築物	174,163	減価償却累計額	60,565	3 機械装置及び運搬具	249,488	減価償却累計額	96,745	4 土地	174,703	5 その他	43,032	減価償却累計額	16,670	有形固定資産合計	513,182
区分	金額(百万円)																								
(1) 有形固定資産																									
1 賃貸用固定資産	50,406																								
減価償却累計額	4,630																								
2 建物及び構築物	174,163																								
減価償却累計額	60,565																								
3 機械装置及び運搬具	249,488																								
減価償却累計額	96,745																								
4 土地	174,703																								
5 その他	43,032																								
減価償却累計額	16,670																								
有形固定資産合計	513,182																								

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)																																										
	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>平成16年 4月 1日付で子会社である旧ニチメン株式会社と旧日商岩井株式会社が合併したことにより、科目名称の統一など中間連結損益計算書の表示を見直した結果下記のとおり表示の変更を行いました。</p> <p>なお、前連結会計年度要約連結損益計算書についても、同様の方法にて表示しております。</p> <p>(1) 販売費及び一般管理費</p> <p>販売費及び一般管理費は前中間連結会計期間まで、販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えるもの及びそれ以外の主な費目を区分掲記しておりましたが、当中間連結会計期間より明瞭性の観点より適当と認められる費目に分類して表示することに変更しました。前中間連結会計期間における販売費及び一般管理費を当中間連結会計期間と同じ方法にて分類した場合は次の通りであります。</p> <table border="1" data-bbox="807 824 1407 1328"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>役員報酬及び従業員給料手当</td><td>32,080</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td>1,435</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1,396</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>4,224</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>4,435</td></tr> <tr><td>旅費及び交通費</td><td>4,365</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>9,518</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>1,917</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td>1,559</td></tr> <tr><td>交際費</td><td>961</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>7,804</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>6,626</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>384</td></tr> <tr><td>連結調整勘定償却額</td><td>1,806</td></tr> <tr><td>その他</td><td>17,200</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 営業外収益及び営業外費用</p> <p>前中間連結会計期間までそれぞれ「その他」に含めておりました「有価証券売却益」、「有価証券売却損」を明瞭性の観点より当中間連結会計期間から区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「有価証券売却益」及び「有価証券売却損」はそれぞれ550百万円、421百万円であります。</p> <p>(3) 特別利益及び特別損失</p> <p>特別利益及び特別損失について科目名称を見直し、当中間連結会計期間より次の通りに変更しております。なお、科目名称の変更であり前中間連結会計期間の数値に変更はありません。</p> <table border="1" data-bbox="807 1798 1407 1960"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資有価証券等売却益</td> <td>投資有価証券売却益</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券等売却損</td> <td>投資有価証券売却損</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td>投資有価証券等評価損</td> </tr> <tr> <td>関係会社整理・引当損等</td> <td>関係会社等整理・引当損</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額(百万円)	役員報酬及び従業員給料手当	32,080	従業員賞与	1,435	賞与引当金繰入額	1,396	退職給付費用	4,224	福利厚生費	4,435	旅費及び交通費	4,365	賃借料	9,518	通信費	1,917	租税公課	1,559	交際費	961	業務委託費	7,804	減価償却費	6,626	貸倒引当金繰入額	384	連結調整勘定償却額	1,806	その他	17,200	変更前	変更後	投資有価証券等売却益	投資有価証券売却益	投資有価証券等売却損	投資有価証券売却損	投資有価証券評価損	投資有価証券等評価損	関係会社整理・引当損等	関係会社等整理・引当損
区分	金額(百万円)																																										
役員報酬及び従業員給料手当	32,080																																										
従業員賞与	1,435																																										
賞与引当金繰入額	1,396																																										
退職給付費用	4,224																																										
福利厚生費	4,435																																										
旅費及び交通費	4,365																																										
賃借料	9,518																																										
通信費	1,917																																										
租税公課	1,559																																										
交際費	961																																										
業務委託費	7,804																																										
減価償却費	6,626																																										
貸倒引当金繰入額	384																																										
連結調整勘定償却額	1,806																																										
その他	17,200																																										
変更前	変更後																																										
投資有価証券等売却益	投資有価証券売却益																																										
投資有価証券等売却損	投資有価証券売却損																																										
投資有価証券評価損	投資有価証券等評価損																																										
関係会社整理・引当損等	関係会社等整理・引当損																																										

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)				前連結会計年度末 (平成16年3月31日)			
1 有形固定資産減価償却累計額 178,611百万円				1				1			
2 このうち債務の担保及び保証金等の代用として供している資産は次のとおりであります。				2 このうち債務の担保及び保証金等の代用として供している資産は次のとおりであります。				2 このうち債務の担保及び保証金等の代用として供している資産は次のとおりであります。			
(1) 債務の担保に供している資産				(1) 債務の担保に供している資産				(1) 債務の担保に供している資産			
担保提供資産 (百万円)		対応債務(百万円)		担保提供資産 (百万円)		対応債務(百万円)		担保提供資産 (百万円)		対応債務(百万円)	
現金及び預金	16,974	支払手形及び買掛金	1,906	現金及び預金	11,886	支払手形及び買掛金	7,915	現金及び預金	13,444	支払手形及び買掛金	3,156
受取手形及び売掛金	15,231	短期借入金	52,837	受取手形及び売掛金	9,206	短期借入金	30,823	受取手形及び売掛金	12,053	短期借入金	37,519
たな卸資産	26,368	流動負債(その他)	2,201	たな卸資産	23,423	流動負債(その他)	4,600	たな卸資産	18,208	その他流動負債	4,661
短期貸付金	5,415	社債	100	短期貸付金	351	長期借入金	65,913	短期貸付金	885	長期借入金	63,383
土地	70,960	長期借入金	72,610	流動資産(その他)	31	社債	100	建物及び構築物(貸貸用固定資産含む)	68,775	社債	100
有形固定資産(その他)	85,751	固定負債(その他)	11,726	建物及び構築物(貸貸用固定資産含む)	60,834	固定負債(その他)	627	機械装置及び運搬具(貸貸用固定資産含む)	12,598	その他固定負債	2,619
投資有価証券(有価証券含む)	102,177			機械装置及び運搬具	13,399			土地	59,855		
長期貸付金	32,216			土地	35,867			投資有価証券(有価証券含む)	78,951		
投資その他の資産(その他)	480			投資有価証券	72,527			長期貸付金	3,843		
				長期貸付金	451			投資その他の資産(その他)	480		
				投資その他の資産(その他)	10						
(注) 上記の投資有価証券、短期貸付金、長期貸付金には、連結上消去されている子会社株式、子会社貸付金がそれぞれ21,219百万円、28,685百万円含まれております。				(注) 上記のほか、投資有価証券、短期貸付金、長期貸付金については、連結上消去されている子会社株式、子会社貸付金がそれぞれ11,542百万円、24,066百万円あり、また、双日米国会社の借入金(56,613百万円)については、米国の動産担保法制による担保設定がされております。				(注) 上記のほか、投資有価証券、短期貸付金、長期貸付金については、連結上消去されている子会社株式、子会社貸付金がそれぞれ12,998百万円、25,896百万円あり、また、日商岩井米国会社の借入金(52,386百万円)については、米国の動産担保法制による担保設定がされております。			
(2) 取引保証金等の代用として供している資産				(2) 取引保証金等の代用として供している資産				(2) 取引保証金等の代用として供している資産			
現金及び預金	6,978百万円	現金及び預金	4,557百万円	現金及び預金	2,230百万円	受取手形及び売掛金	118百万円	有形固定資産	801百万円	投資有価証券	44,004百万円
受取手形及び売掛金	250百万円	投資有価証券(有価証券含む)	30,938百万円	投資有価証券	36,620百万円						

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>3 このうち貸付有価証券が41,298百万円含まれております。</p> <p>4</p> <p>5 偶発債務 下記には保証債務95,346百万円の他に保証類似行為として、保証予約等11,183百万円を含んでおります。 連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証</p> <p>P.T. CHANDRA ASRI 9,812百万円</p> <p>ボンタン・エルエヌ ジー・トレイン・エ イチ投資 6,666百万円</p> <p>ボンタン・トレイ ン・ジー・プロジェ クト・ファイナンス 6,104百万円</p> <p>エルエヌジージャ パン 4,108百万円</p> <p>ALBACORA JAPAO PETROLEO LIMITADA 4,072百万円</p> <p>その他 75,765百万円</p> <p>合計 106,530百万円</p> <p>(注) 連帯保証等において当社の負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載しております。</p> <p>6 手形割引高及び裏書譲渡高</p> <p>(1) 受取手形割引高 28,529百万円</p> <p>(2) 受取手形裏書譲渡高 14,423百万円</p>	<p>3 このうち貸付有価証券が8,507百万円含まれております。</p> <p>4 長期借入金 長期借入金には、流動化取引の一環として、双日(株)の三田NNビルを信託譲渡したことに伴い、信託銀行が当該信託財産を責任財産として実行した信託による借入金をその原資として、一部元本交付された239億円が含まれております。当該借入金の実際の債務者は信託銀行であり、返済原資は当該信託財産に限定されているため、同社のほかの財産から返済する義務はありません。</p> <p>5 偶発債務 下記には保証債務73,290百万円の他に保証類似行為として、保証予約等5,330百万円を含んでおります。 連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証</p> <p>P.T. CHANDRA ASRI 8,815百万円</p> <p>ボンタン・エルエヌ ジー・トレイン・エ イチ投資 5,804百万円</p> <p>ボンタン・トレイ ン・ジー・プロジェ クト・ファイナンス 4,937百万円</p> <p>肉の神明 3,674百万円</p> <p>USIMINAS SIDERURGIAS DE MINAS GERAIS S.A. 3,664百万円</p> <p>その他 51,725百万円</p> <p>合計 78,620百万円</p> <p>(注) 連帯保証等において当社グループの負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載しております。</p> <p>6 手形割引高及び裏書譲渡高</p> <p>(1) 受取手形割引高 25,969百万円</p> <p>(2) 受取手形裏書譲渡高 238百万円</p>	<p>3 このうち貸付有価証券が33,425百万円含まれております。</p> <p>4 長期借入金 長期借入金には、流動化取引の一環として、旧ニチメン(株)の東京本社ビルとして使用している三田NNビルを信託譲渡したことに伴い、信託銀行が当該信託財産を責任財産として実行した信託による借入金をその原資として、一部元本交付された243億円が含まれております。当該借入金の実際の債務者は信託銀行であり、返済原資は当該信託財産に限定されているため、同社のほかの財産から返済する義務はありません。</p> <p>5 偶発債務 下記には保証債務82,297百万円の他に保証類似行為として、保証予約等7,315百万円を含んでおります。 連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証</p> <p>P.T. CHANDRA ASRI 8,907百万円</p> <p>ボンタン・エルエヌ ジー・トレイン・エ イチ投資 5,929百万円</p> <p>ボンタン・トレイ ン・ジー・プロジェ クト・ファイナンス 5,249百万円</p> <p>肉の神明 3,722百万円</p> <p>エルエヌジージャ パン 3,687百万円</p> <p>その他 62,116百万円</p> <p>合計 89,613百万円</p> <p>(注) 連帯保証等において当社の負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載しております。</p> <p>6 手形割引高及び裏書譲渡高</p> <p>(1) 受取手形割引高 28,836百万円</p> <p>(2) 受取手形裏書譲渡高 1,063百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>1 有形固定資産等売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>土地 6百万円</p> <p>建物及び構築物ほか 139百万円</p>	<p>1 有形固定資産等売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>土地 505百万円</p> <p>その他 129百万円</p> <p>計 635百万円</p>	<p>1 有形固定資産等売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>土地 216百万円</p> <p>建物及び構築物ほか 464百万円</p>
<p>2 有形固定資産等売却・除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>土地 1,883百万円</p> <p>建物及び構築物ほか 273百万円</p>	<p>2 有形固定資産等売却・除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>土地 81百万円</p> <p>建物及び構築物 162百万円</p> <p>その他 534百万円</p> <p>計 778百万円</p>	<p>2 有形固定資産等売却・除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>土地 2,384百万円</p> <p>建物及び構築物ほか 2,615百万円</p>
<p>3</p>	<p>3 関係会社等の事業整理等に伴う損失であり、内訳は次のとおりであります。</p> <p>貸倒損 11,090百万円</p> <p>貸倒引当金繰入額 15,282百万円</p> <p>株式消却損等 19,820百万円</p> <p>計 46,193百万円</p>	<p>3 このうち貸倒引当金繰入額は、16,711百万円であります。</p>
<p>4</p>	<p>4</p>	<p>4 特定国の債権につき回収可能性を検討し、所要額を貸倒引当金に繰入れたもの等であります。</p>
<p>5</p>	<p>5 新事業計画の実施に伴い、不採算事業・取引などの縮小・撤退を行ったことにより発生した損失及び将来発生する損失に備えるために所要額を計上したものであり、その内訳は次のとおりであります。</p> <p>貸倒損 12,365百万円</p> <p>貸倒引当金繰入額 130,946百万円</p> <p>その他 38,020百万円</p> <p>計 181,332百万円</p>	<p>5 事業構造改善計画の実施に伴い、不採算事業・取引などの縮小・撤退を行ったことにより発生した損失及び将来発生する損失に備えるために所要額を計上したものであり、その内訳は次のとおりであります。</p> <p>棚卸資産評価損 4,111百万円</p> <p>営業譲渡損 774百万円</p> <p>事務所閉鎖費用等 1,747百万円</p> <p>計 6,633百万円</p>
<p>6</p>	<p>6</p>	<p>6 退職金制度変更により、適格退職年金制度および退職一時金制度を廃止し、確定拠出年金制度および前払退職金制度へ移行したことに伴う損失であります。</p>

(連結剰余金計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1	1	1 米国関係会社において年金資産が年金債務に満たない額を米国会計基準に従い、資本直入したものであります。
2	2 米国関係会社においてデリバティブの公正価値の変動額を米国会計基準に従い、資本直入したものであります。	2 同左
3	3	3 海外連結子会社における、その他有価証券評価差額金の処理に伴う減少であります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目との金額の関係	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との金額の関係は次のとおりであります。
現金及び預金勘定 518,758百万円	現金及び預金勘定 325,501百万円	現金及び預金勘定 435,671百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 28,243百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 40,817百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 36,594百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 1,149百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 5,329百万円	有価証券勘定の内、MMF等 2,162百万円
現金及び現金同等物 491,664百万円	現金及び現金同等物 290,013百万円	現金及び現金同等物 401,240百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構築物</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3,518</td> <td>1,656</td> <td>1,862</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>1,811</td> <td>967</td> <td>844</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,992</td> <td>2,552</td> <td>2,439</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,335</td> <td>5,183</td> <td>5,151</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	構築物	12	7	4	機械装置及び運搬具	3,518	1,656	1,862	器具及び備品	1,811	967	844	その他	4,992	2,552	2,439	合計	10,335	5,183	5,151	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>1,969</td> <td>1,079</td> <td>889</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,055</td> <td>3,248</td> <td>2,806</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,025</td> <td>4,328</td> <td>3,696</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	1,969	1,079	889	その他	6,055	3,248	2,806	合計	8,025	4,328	3,696	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>2,623</td> <td>1,393</td> <td>1,229</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,685</td> <td>3,649</td> <td>3,035</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,324</td> <td>5,056</td> <td>4,267</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高 (百万円)	建物及び構築物	15	13	2	機械装置及び運搬具	2,623	1,393	1,229	その他	6,685	3,649	3,035	合計	9,324	5,056	4,267
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
構築物	12	7	4																																																											
機械装置及び運搬具	3,518	1,656	1,862																																																											
器具及び備品	1,811	967	844																																																											
その他	4,992	2,552	2,439																																																											
合計	10,335	5,183	5,151																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置及び運搬具	1,969	1,079	889																																																											
その他	6,055	3,248	2,806																																																											
合計	8,025	4,328	3,696																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																											
建物及び構築物	15	13	2																																																											
機械装置及び運搬具	2,623	1,393	1,229																																																											
その他	6,685	3,649	3,035																																																											
合計	9,324	5,056	4,267																																																											
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 同左	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																												
2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 2,105百万円 1年超 3,537百万円 合計 5,643百万円	2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 2,096百万円 1年超 3,511百万円 合計 5,608百万円	2 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 1,748百万円 1年超 2,612百万円 合計 4,360百万円																																																												
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																																																												
3 支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 1,016百万円 減価償却費相当額 1,016百万円	3 支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 895百万円 減価償却費相当額 895百万円	3 支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 1,969百万円 減価償却費相当額 1,969百万円																																																												
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												
オペレーティング・リース取引 (借手側) 未経過リース料 1年以内 441百万円 1年超 1,806百万円 合計 2,248百万円	オペレーティング・リース取引 (借手側) 未経過リース料 1年以内 256百万円 1年超 1,156百万円 合計 1,412百万円	オペレーティング・リース取引 (借手側) 未経過リース料 1年以内 200百万円 1年超 1,270百万円 合計 1,471百万円																																																												

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手側) 1 リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手側) 1 リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手側) 1 リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び 運搬具</td> <td>1,948</td> <td>1,236</td> <td>712</td> </tr> <tr> <td>器具及び 備品</td> <td>816</td> <td>558</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>315</td> <td>169</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,079</td> <td>1,964</td> <td>1,115</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)	機械装置 及び 運搬具	1,948	1,236	712	器具及び 備品	816	558	257	その他	315	169	145	合計	3,079	1,964	1,115	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び 運搬具</td> <td>473</td> <td>127</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>259</td> <td>125</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>733</td> <td>252</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)	機械装置 及び 運搬具	473	127	345	その他	259	125	134	合計	733	252	480	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び 運搬具</td> <td>720</td> <td>370</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>254</td> <td>102</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>974</td> <td>472</td> <td>502</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械装置 及び 運搬具	720	370	350	その他	254	102	152	合計	974	472	502
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)																																																			
機械装置 及び 運搬具	1,948	1,236	712																																																			
器具及び 備品	816	558	257																																																			
その他	315	169	145																																																			
合計	3,079	1,964	1,115																																																			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)																																																			
機械装置 及び 運搬具	473	127	345																																																			
その他	259	125	134																																																			
合計	733	252	480																																																			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																			
機械装置 及び 運搬具	720	370	350																																																			
その他	254	102	152																																																			
合計	974	472	502																																																			
2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 606百万円 1年超 1,043百万円 合計 1,650百万円	2 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 712百万円 1年超 1,485百万円 合計 2,197百万円	2 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 270百万円 1年超 409百万円 合計 679百万円																																																				
(注1) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いと認められるため、受取利子込み法により算定しております。	(注1) 同左	(注1) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いと認められるため、受取利子込み法により算定しております。																																																				
(注2) 上記に含まれる転貸リース取引に係わる貸手側の未経過リース料中間期末残高相当額は583百万円(うち、1年以内293百万円)であります。なお、借手側の残高はほぼ同額であり、上記の借手側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。	(注2) 上記に含まれる転貸リース取引に係わる貸手側の未経過リース料中間期末残高相当額は1,585百万円(うち、1年以内561百万円)であります。なお、借手側の残高はほぼ同額であり、上記の借手側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。	(注2) 上記に含まれる転貸リース取引に係わる貸手側の未経過リース料期末残高相当額は132百万円(うち、1年以内109百万円)であります。なお、借手側の残高はほぼ同額であり、上記の借手側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。																																																				
3 受取リース料、減価償却費 受取リース料 226百万円 減価償却費 180百万円	3 受取リース料、減価償却費 受取リース料 62百万円 減価償却費 46百万円	3 受取リース料、減価償却費 受取リース料 329百万円 減価償却費 157百万円																																																				
オペレーティング・リース取引 (貸手側) 未経過リース料 1年以内 135百万円 1年超 1,095百万円 合計 1,230百万円	オペレーティング・リース取引 (貸手側) 未経過リース料 1年以内 242百万円 1年超 1,920百万円 合計 2,162百万円	オペレーティング・リース取引 (貸手側) 未経過リース料 1年以内 97百万円 1年超 1,047百万円 合計 1,145百万円																																																				

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日)

種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債	20	21	1
(2) 社債	14,828	14,820	7
合計	14,849	14,842	6

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日)

種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	149,813	155,573	5,760
(2) 債券			
社債	10,142	10,107	34
(3) その他	5,582	6,373	790
合計	165,538	172,054	6,516

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日)

(1) 満期保有目的の債券

(百万円)

非上場外国債券

3,531

(2) その他有価証券

(百万円)

非上場株式(店頭売買株式を除く)

85,347

非上場外国債券

14,807

その他

485

合計

100,641

(注) 当中間連結会計期間において、有価証券について1,130百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が50%以上下落した銘柄全てを対象とするほか、時価の下落率が30%以上の銘柄についても回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日)

種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債	95	95	0
(2) 海外公社債	11,651	11,620	31
合計	11,746	11,715	31

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日)

種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	121,230	142,575	21,345
(2) 債券			
国債	9	9	0
社債	8,803	9,103	299
(3) その他	2,635	3,240	605
合計	132,680	154,930	22,249

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日)

(1) 満期保有目的の債券

	(百万円)
非上場外国債券	3,490
その他	3,518
合計	7,008

(2) その他有価証券

	(百万円)
非上場株式	65,079
非上場外国債券	752
その他	5,105
合計	70,937

(注) 当中間連結会計期間において、有価証券について10,575百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、時価のある有価証券については期末における時価が50%以上下落した銘柄全てを対象とするほか、時価の下落率が30%以上の銘柄についても回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

前連結会計年度末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債	34	34	0
(2) 海外公社債	12,927	13,094	167
合計	12,961	13,129	167

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日)

種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	112,456	142,031	29,574
(2) 債券			
国債	72	72	0
社債	8,830	8,131	698
(3) その他	4,284	4,670	386
合計	125,643	154,906	29,262

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年3月31日)

(1) 満期保有目的の債券

	(百万円)
非上場外国債券	3,247

(2) その他有価証券

	(百万円)
非上場株式	78,288
非上場外国債券	15,961
その他	2,730
合計	96,980

(注) 当連結会計年度において、有価証券について8,284百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が50%以上下落した銘柄全てを対象とするほか、時価の下落率が30%以上の銘柄についても回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成15年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

以下のヘッジ目的以外のデリバティブ取引に関する評価損益は、すべて中間連結損益計算書に計上しております。

()の金額は、中間連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

対象物の種類	種類	前中間連結会計期間末		
		契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引			
	米ドル			
	売建	20,261	19,614	646
	買建	54,827	53,558	1,269
	ユーロ			
	売建	1,037	1,031	6
	買建	2,140	2,095	44
	その他			
	売建	146	146	0
	買建	398	386	12
通貨スワップ取引				
ユーロ				
買建	5,000	3	3	
	合計			675
金利	キャップ取引			
	買建	300 (0)	0	0
	金利スワップ取引			
	受取固定・ 支払変動	41,700	1,615	1,615
	受取変動・ 支払固定	88,024	880	880
	受取変動・ 支払変動	22,358	784	784
	合計			1,519
株式	株式指数先物取引			
	売建	520	512	7
	買建	1,612	1,537	74
	合計			67
債券	債券先物取引			
	売建	1,103	1,095	7
	買建	1,367	1,369	2
	合計			10

(注) 時価の算定方法

通貨

為替予約取引の時価は、先物為替相場を使用しております。

通貨スワップ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

金利

時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

株式

時価は、主たる取引所における最終の価格で算出しております。

債券

時価は、主たる取引所における最終の価格で算出しております。

対象物の種類	種類	前中間連結会計期間末		
		契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
商品	商品先物取引			
	金属			
	売建	6,895	6,751	143
	買建	7,833	7,631	201
	食料			
	売建	2,222	2,190	32
	買建	2,199	2,237	37
	商品先渡取引			
	金属			
	売建	3,265	3,229	35
買建	1,372	1,381	8	
	合計			56

(注) 時価の算定方法

商品先物取引の時価は、東京工業品取引所、東京穀物商品取引所等の最終価格で算定しております。
商品先渡取引の時価は、一般に公表されている期末指標価格によって算定しております。

当中間連結会計期間末(平成16年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

対象物の種類	種類	当中間連結会計期間末		
		契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引			
	米ドル			
	売建	87,731	88,658	927
	買建	234,653	238,330	3,676
	ユーロ			
	売建	3,393	3,386	7
	買建	8,952	9,118	166
	タイバーツ			
	売建	3,182	3,231	49
	英ポンド			
	買建	20,895	21,135	240
その他				
売建	6,506	6,501	4	
買建	6,614	6,726	111	
	合計			3,230
金利	金利スワップ取引			
	受取固定・ 支払変動	2,000	79	79
	受取変動・ 支払固定	13,460	536	536
	受取変動・ 支払変動	7,156	93	93
	合計			549

(注) 時価の算定方法

通貨

為替予約取引の時価は、先物為替相場を使用しております。

金利

時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

対象物の種類	種類	当中間連結会計期間末		
		契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
商品	商品先物取引			
	金属			
	売建	10,423	11,084	660
	買建	7,019	7,289	269
	石油			
	売建	2,778	2,972	193
	買建	2,763	2,935	172
	商品先渡取引			
	金属			
	売建	1,793	1,915	122
	買建	3,690	4,151	460
	石油			
	売建	253	270	16
	買建	286	307	20
	商品オプション取引			
	金属			
	売建			
	コール	14 (0)	1	0
プット	107 (7)	2	4	
買建				
コール	107 (5)	7	1	
プット	14 (0)	0	0	
合計			64	

(注) 1 時価の算定方法

商品先物取引の時価は、東京工業品取引所等の最終価格で算定しております。

商品先渡取引の時価は、一般に公表されている期末指標価格によって算定しております。

商品オプション取引の時価は、東京工業品取引所等の最終価格に基づいて算定しております。

2 契約額等の欄の()内は、商品オプション取引のオプション料であります。

前連結会計年度末(平成16年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

以下のヘッジ目的以外のデリバティブ取引に関する評価損益は、すべて連結損益計算書に計上しております。

対象物の種類	種類	前連結会計年度		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建			
	米ドル	13,527	13,271	255
	ユーロ	2,574	2,544	29
	その他	1,343	1,325	17
	買建			
	米ドル	60,300	59,779	521
	ユーロ	4,545	4,369	176
	その他	1,049	1,036	13
	通貨スワップ取引			
買建				
ユーロ	5,000	48	48	
	合計			456
金利	金利スワップ取引			
	受取固定・支払変動	24,071	887	887
	受取変動・支払固定	50,399	693	693
	受取変動・支払変動	20,880	108	108
	合計			302

(注) 時価の算定方法

通貨

為替予約取引の時価は、先物為替相場を使用しております。

通貨スワップ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

金利

時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

対象物の種類	種類	前連結会計年度		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
商品	商品先物取引			
	金属			
	売建	13,211	13,702	491
	買建	10,016	10,170	154
	食料			
	売建	1,130	1,156	25
	買建	511	504	6
	商品先渡取引			
	金属			
	売建	2,215	2,405	189
買建	5,276	5,817	540	
			17	

(注) 時価の算定方法

商品先物取引の時価は、東京工業品取引所、東京穀物商品取引所等の最終価格で算定しております。

商品先渡取引の時価は、一般に公表されている期末指標価格によって算定しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	機械 (百万円)	エネルギー・ 金属資源 (百万円)	化学品・ 合成樹脂 (百万円)	住・ 生活産業 (百万円)	海外 現地法人 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び 営業損益									
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	604,554	900,504	314,185	647,184	419,908	135,704	3,022,042		3,022,042
(2) セグメント間 の内部売上高	9,429	37,252	5,884	10,636	172,866	29,212	265,281	(265,281)	
計	613,984	937,757	320,069	657,820	592,775	164,916	3,287,323	(265,281)	3,022,042
営業費用	607,155	932,973	312,376	646,037	592,771	162,017	3,253,331	(257,896)	2,995,435
営業利益	6,828	4,784	7,693	11,783	3	2,898	33,992	(7,385)	26,606

(注) 1 商品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2 各事業の主な商品は次のとおりであります。

- (1) 機械 自動車及び自動車部品、同製造関連設備機器、建設機械、ベアリング、発電機、各種産業機械、船舶、車輜、航空機及び関連機器、情報処理、コンピュータソフト開発、電子・通信及び家電関連設備機器、製鉄・セメント関連プラント設備機器、医療、金属加工機及び関連設備他
- (2) エネルギー・金属資源 石油・ガス、石油製品、原子燃料、石炭、鉄鉱石、合金鉄、アルミ、銅、非鉄製品、海洋石油生産設備、エネルギー化学プラント他
- (3) 化学品・合成樹脂 有機化学品、無機化学品、精密化学品、工業塩、化学肥料、医・農薬、合成樹脂製品、液晶・電解銅箔等電子材料他
- (4) 住・生活産業 [繊維]
羽毛原料及び羽毛製品、綿・化合繊維物、不織布、各種ニット生地・製品、繊維原料一般、産業資材用繊維原料及び製品、衣料製品、インテリア、寝具・寝装品及びホームファッション関連製品他
[食料]
穀物、小麦粉、油脂・飼料原料、畜水産物、畜水産加工品、青果物、冷凍野菜、冷凍食品、菓子、菓子原料、コーヒー豆、砂糖、その他各種食品及び原料、食品スーパーマーケットの運営、無人コンビニエンスストア店舗開発他
[建設]
マンションの企画・建設・分譲、宅地造成・販売、ビル事業、建設工事請負、不動産売買・賃貸・仲介・管理、地域再開発事業、建設資材他
[木材]
輸入原木、製材・合板・集成材など木材製品、住宅建材他
[物資・リテール]
和風ファストフードチェーン運営、育児用品、ポータブルデジタル機器、物資製品、チップ植林事業他
- (5) 海外現地法人 世界の主要拠点において、複数の商品を取扱う総合商社
- (6) その他事業 国内地域法人、物流・保険サービス事業、ベンチャーキャピタル、企業再生ファンドの運営・管理、鉄鋼関連事業、情報産業関連事業他

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	機械・ 宇宙航空 (百万円)	エネルギー・ 金属資源 (百万円)	化学品・ 合成樹脂 (百万円)	建設都市開発 (百万円)	木材 (百万円)	食料 (百万円)	物資・ リテール (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	454,122	500,160	293,698	68,247	157,212	191,704	128,274
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,056	25,915	14,417	691	8,774	6,796	811
計	461,178	526,076	308,116	68,939	165,986	198,501	129,085
営業費用	455,354	521,000	299,268	67,666	163,936	196,257	128,345
営業利益	5,824	5,076	8,847	1,272	2,050	2,243	739

	繊維 (百万円)	海外現地法人 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	67,971	329,321	63,501	2,254,215		2,254,215
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,505	138,940	5,184	210,093	(210,093)	
計	69,477	468,262	68,685	2,464,309	(210,093)	2,254,215
営業費用	66,959	466,596	65,748	2,431,133	(209,852)	2,221,281
営業利益	2,518	1,666	2,937	33,175	(241)	32,934

(注) 1 商品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2 各事業の主な商品は次のとおりであります。

- (1) 機械・宇宙航空 …………… 自動車及び自動車部品、同製造関連設備機器、建設機械、ベアリング、発電機、各種産業機械、船舶、車輛、航空機及び関連機器、情報処理、コンピュータソフト開発、電子・通信及び家電関連設備機器、製鉄・セメント関連プラント設備機器、医療、金属加工機及び関連設備他
- (2) エネルギー・金属資源 …………… 石油・ガス、石油製品、原子燃料、石炭、鉄鉱石、合金鉄、アルミ、銅、非鉄製品、海洋石油生産設備、エネルギー化学プラント他
- (3) 化学品・合成樹脂 …………… 有機化学品、無機化学品、精密化学品、工業塩、化学肥料、医・農薬、化粧品、食品化学原料、窯業・鉱産、ポリプロピレン、エンブラ等合成樹脂原料、コンパウンド、二軸延伸ナイロンフィルム等包装材料、合成樹脂製品、液晶・電解銅箔等電子材料他
- (4) 建設都市開発 …………… マンションの企画・建設・分譲、宅地造成・販売、ビル事業、建設工事請負、不動産売買・賃貸・仲介・管理、地域再開発事業、建設資材他
- (5) 木材 …………… 輸入原木、製材・合板・集成材など木材製品、住宅建材他
- (6) 食料 …………… 穀物、小麦粉、油脂・飼料原料、畜水産物、畜水産加工品、青果物、冷凍野菜、冷凍食品、菓子、菓子原料、コーヒー豆、砂糖、その他各種食品及び原料、無人コンビニエンスストア店舗開発他
- (7) 物資・リテール …………… 和風ファストフードチェーン運営、育児用品、物資製品、チップ植林事業他
- (8) 繊維 …………… 羽毛原料及び羽毛製品、綿・化合繊維物、不織布、各種ニット生地・製品、繊維原料一般、産業資材用繊維原料及び製品、衣料製品、インテリア、寝具・寝装品及びホームファッション関連製品他
- (9) 海外現地法人 …………… 世界の主要拠点において、複数の商品を取扱う総合商社
- (10) その他事業 …………… 職能サービス、国内地域法人、物流・保険サービス事業、ベンチャーキャピタル、企業再生ファンドの運営・管理、鉄鋼関連事業、情報産業関連事業、ITコンテンツ、バイオメディカル、環境事業、本社ビル賃貸事業他

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は3,020百万円であり、その主なものは、双日㈱における職能グループの費用であります。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	機械 (百万円)	エネルギー・ 金属資源 (百万円)	化学品・ 合成樹脂 (百万円)	住・ 生活産業 (百万円)	海外 現地法人 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び 営業損益									
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,098,680	1,666,335	626,654	1,368,199	865,299	236,567	5,861,737		5,861,737
(2) セグメント間 の内部売上高	9,817	57,854	27,253	24,927	287,781	55,053	462,689	(462,689)	
計	1,108,497	1,724,190	653,908	1,393,127	1,153,081	291,621	6,324,426	(462,689)	5,861,737
営業費用	1,094,457	1,715,833	639,308	1,365,836	1,151,930	286,297	6,253,664	(451,875)	5,801,788
営業利益	14,040	8,356	14,599	27,290	1,151	5,323	70,762	(10,814)	59,948

(注) 1 商品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2 各事業の主な商品は次のとおりであります。

- (1) 機械 自動車及び自動車部品、同製造関連設備機器、建設機械、ベアリング、発電機、各種産業機械、船舶、車輜、航空機及び関連機器、情報処理、コンピュータソフト開発、電子・通信及び家電関連設備機器、製鉄・セメント関連プラント設備機器、医療、金属加工機及び関連設備他
- (2) エネルギー・金属資源 石油・ガス、石油製品、原子燃料、石炭、鉄鉱石、合金鉄、アルミ、銅、非鉄製品、海洋石油生産設備、エネルギー化学プラント他
- (3) 化学品・合成樹脂 有機化学品、無機化学品、精密化学品、工業塩、化学肥料、医・農薬、化粧品、食品化学原料、窯業・鉱産、ポリプロピレン、エンブラ等合成樹脂原料、コンパウンド、二軸延伸ナイロンフィルム等包装材料、合成樹脂製品、液晶・電解銅箔等電子材料他
- (4) 住・生活産業 [繊維]
羽毛原料及び羽毛製品、綿・化合繊維物、不織布、各種ニット生地・製品、繊維原料一般、産業資材用繊維原料及び製品、衣料製品、インテリア、寝具・寝装品及びホームファッション関連製品他
[食料]
穀物、小麦粉、油脂・飼料原料、畜水産物、畜水産加工品、青果物、冷凍野菜、冷凍食品、菓子、菓子原料、コーヒー豆、砂糖、その他各種食品及び原料、食品スーパーマーケットの運営、無人コンビニエンスストア店舗開発他
[建設]
マンションの企画・建設・分譲、宅地造成・販売、ビル事業、建設工事請負、不動産売買・賃貸・仲介・管理、地域再開発事業、建設資材他
[木材]
輸入原木、製材・合板・集成材など木材製品、住宅建材他
[物資・リテール]
和風ファストフードチェーン運営、育児用品、ポータブルデジタル機器、物資製品、チップ植林事業他
- (5) 海外現地法人 世界の主要拠点において、複数の商品を取扱う総合商社
- (6) その他事業 職能サービス、国内地域法人、物流・保険サービス事業、ベンチャーキャピタル、企業再生ファンドの運営・管理、鉄鋼関連事業、情報産業関連事業他

(事業区分の変更及び営業費用の配賦方法の変更)

平成16年4月に子会社である旧ニチメン(株)と旧日商岩井(株)が合併した事により、商権単位のレベルで事業ポートフォリオの再検証が容易となり、その最適化を図った結果、セグメント情報の有用性を高めるため、当中間連結会計期間より、以下の通り事業区分の変更を行っております。

- (1) 従来、「住・生活産業」に含めておりました「建設都市開発」、「木材」、「食料」、「物資・リテール」、「繊維」をそれぞれ独立した事業区分に変更しております。
- (2) 従来の「機械」を「機械・宇宙航空」と名称を変更しております。
- (3) 従来、「機械」に含めておりました「エネルギー関連のプラント等」を「エネルギー・金属資源」に統合しております。

また、旧ニチメン(株)と旧日商岩井(株)の合併を契機に、職能部門で発生した営業費用の各セグメントへの配賦基準を見直し、当中間連結会計期間より営業費用の配賦方法の変更を行っております。この変更による影響額は下欄に記載のとおりであります。

なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度を当中間連結会計期間において用いた事業区分の方法及び営業費用の配賦方法により区分すると次のようになります。

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	機械・ 宇宙航空 (百万円)	エネルギー・ 金属資源 (百万円)	化学品・ 合成樹脂 (百万円)	建設都市開発 (百万円)	木材 (百万円)	食料 (百万円)	物資・ リテール (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	559,691	996,384	309,812	87,647	145,752	215,680	127,419
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,427	37,801	5,235	444	176	8,012	472
計	569,119	1,034,186	315,048	88,091	145,928	223,692	127,891
営業費用	564,263	1,030,069	308,760	85,170	144,691	222,970	127,491
営業利益	4,856	4,116	6,287	2,921	1,237	722	400

	繊維 (百万円)	海外現地法人 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	67,738	419,908	92,008	3,022,042		3,022,042
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,530	172,866	12,658	248,627	(248,627)	
計	69,268	592,775	104,666	3,270,669	(248,627)	3,022,042
営業費用	67,709	592,771	99,946	3,243,845	(248,409)	2,995,435
営業利益	1,558	3	4,720	26,824	(217)	26,606

(注) このうち営業費用の配賦方法の変更による各セグメントの営業費用及び営業利益の増加額または減少額()は以下のとおりです。

	機械・ 宇宙航空 (百万円)	エネルギー・ 金属資源 (百万円)	化学品・ 合成樹脂 (百万円)	建設都市開発 (百万円)	木材 (百万円)	食料 (百万円)	物資・ リテール (百万円)
営業費用	1,918	995	1,111	754	463	982	272
営業利益	(1,918)	(995)	(1,111)	(754)	(463)	(982)	(272)

	繊維 (百万円)	海外現地法人 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業費用	851		413	7,762	(7,762)	
営業利益	(851)		(413)	(7,762)	7,762	

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	機械・ 宇宙航空 (百万円)	エネルギー・ 金属資源 (百万円)	化学品・ 合成樹脂 (百万円)	建設都市開発 (百万円)	木材 (百万円)	食料 (百万円)	物資・ リテール (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,055,396	1,803,097	622,743	233,801	295,264	437,009	248,963
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,814	58,236	26,434	579	8,153	12,638	552
計	1,065,211	1,861,333	649,178	234,380	303,417	449,648	249,516
営業費用	1,054,615	1,854,201	636,967	225,879	299,908	447,655	248,954
営業利益	10,596	7,132	12,210	8,500	3,508	1,992	561

	繊維 (百万円)	海外現地法人 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	148,087	865,299	152,072	5,861,737		5,861,737
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,003	287,781	18,440	425,634	(425,634)	
計	151,090	1,153,081	170,513	6,287,372	(425,634)	5,861,737
営業費用	146,973	1,151,930	160,682	6,227,770	(425,981)	5,801,788
営業利益	4,116	1,151	9,830	59,601	346	59,948

(注) このうち営業費用の配賦方法の変更による各セグメントの営業費用及び営業利益の増加額または減少額()は以下のとおりです。

	機械・ 宇宙航空 (百万円)	エネルギー・ 金属資源 (百万円)	化学品・ 合成樹脂 (百万円)	建設都市開発 (百万円)	木材 (百万円)	食料 (百万円)	物資・ リテール (百万円)
営業費用	3,625	1,924	2,045	1,373	870	1,875	535
営業利益	(3,625)	(1,924)	(2,045)	(1,373)	(870)	(1,875)	(535)

	繊維 (百万円)	海外現地法人 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業費用	1,591		647	14,488	(14,488)	
営業利益	(1,591)		(647)	(14,488)	14,488	

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセ アニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,405,894	184,432	86,339	334,748	10,627	3,022,042		3,022,042
(2) セグメント間の 内部売上高	102,340	329,299	23,918	298,295	82	753,935	(753,935)	
計	2,508,234	513,732	110,257	633,043	10,709	3,775,978	(753,935)	3,022,042
営業費用	2,487,450	514,185	109,218	628,473	10,228	3,749,556	(754,120)	2,995,435
営業利益 (又は営業損失)	20,784	(452)	1,039	4,570	480	26,421	184	26,606

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 日本以外の区分に属する主な国又は地域
- | | |
|-----------|----------------|
| 北米 | : 米国、カナダ |
| 欧州 | : 英国、ドイツ |
| アジア・オセアニア | : シンガポール、中国、タイ |
| その他の地域 | : 中南米、アフリカ |

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセ アニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,755,416	144,172	63,864	265,984	24,777	2,254,215		2,254,215
(2) セグメント間の 内部売上高	99,168	59,663	18,931	103,463	2,502	283,729	(283,729)	
計	1,854,584	203,835	82,796	369,448	27,280	2,537,945	(283,729)	2,254,215
営業費用	1,834,776	201,872	81,822	362,350	23,076	2,503,898	(282,617)	2,221,281
営業利益	19,808	1,963	974	7,097	4,204	34,047	(1,112)	32,934

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 日本以外の区分に属する主な国又は地域
- | | |
|-----------|-------------|
| 北米 | : 米国、カナダ |
| 欧州 | : 英国、ドイツ |
| アジア・オセアニア | : シンガポール、中国 |
| その他の地域 | : アフリカ、中南米 |

- 3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は3,020百万円であり、その主なものは、双日㈱における職能グループの費用であります。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセ アニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	4,658,268	284,442	208,370	691,650	19,007	5,861,737		5,861,737
(2) セグメント間の 内部売上高	298,832	582,703	22,861	488,313	123	1,392,832	(1,392,832)	
計	4,957,100	867,145	231,231	1,179,963	19,130	7,254,569	(1,392,832)	5,861,737
営業費用	4,910,276	867,149	229,214	1,172,426	17,332	7,196,397	(1,394,608)	5,801,788
営業利益 (又は営業損失)	46,824	(4)	2,017	7,537	1,798	58,172	1,776	59,948

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 日本以外の区分に属する主な国又は地域
- | | |
|-----------|----------------|
| 北米 | : 米国、カナダ |
| 欧州 | : 英国、スペイン、ドイツ |
| アジア・オセアニア | : シンガポール、中国、タイ |
| その他の地域 | : 中南米、アフリカ |

(営業費用の配賦方法の変更)

平成16年4月に子会社である旧ニチメン㈱と旧日商岩井㈱が合併し双日㈱となったことを契機に、職能部門で発生した営業費用の各セグメントへの配賦基準を見直し、当中間連結会計期間より営業費用の配賦方法の変更を行っております。この変更による影響額は下欄に記載のとおりであります。

なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度を当中間連結会計期間において用いた営業費用の配賦方法により区分すると次のようになります。

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセ アニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,405,894	184,432	86,339	334,748	10,627	3,022,042		3,022,042
(2) セグメント間の 内部売上高	102,340	329,299	23,918	298,295	82	753,935	(753,935)	
計	2,508,234	513,732	110,257	633,043	10,709	3,775,978	(753,935)	3,022,042
営業費用	2,483,139	514,185	109,218	628,473	10,228	3,745,245	(749,809)	2,995,435
営業利益 (又は営業損失)	25,094	(452)	1,039	4,570	480	30,732	(4,126)	26,606

(注) 従来の方法によった場合と比較して、営業費用が日本で4,310百万円減少し、消去又は全社で同額増加しております。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセ アニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	4,658,268	284,442	208,370	691,650	19,007	5,861,737		5,861,737
(2) セグメント間の 内部売上高	298,832	582,703	22,861	488,313	123	1,392,832	(1,392,832)	
計	4,957,100	867,145	231,231	1,179,963	19,130	7,254,569	(1,392,832)	5,861,737
営業費用	4,901,976	867,149	229,214	1,172,426	17,332	7,188,096	(1,386,308)	5,801,788
営業利益 (又は営業損失)	55,124	(4)	2,017	7,537	1,798	66,473	(6,525)	59,948

(注) 従来の方法によった場合と比較して、営業費用が日本で8,300百万円減少し、消去又は全社で同額増加しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	北米	欧州	アジア・オセアニア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	173,844	187,564	545,611	184,686	1,091,707
連結売上高(百万円)					3,022,042
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	5.7	6.2	18.1	6.1	36.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....米国、カナダ
- (2) 欧州.....英国、ドイツ、スペイン
- (3) アジア・オセアニア.....シンガポール、中国
- (4) その他の地域.....中南米、アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	北米	欧州	アジア・オセアニア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	133,170	139,556	424,973	114,101	811,801
連結売上高(百万円)					2,254,215
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	5.9	6.2	18.8	5.1	36.0

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....米国、カナダ
- (2) 欧州.....英国、ドイツ
- (3) アジア・オセアニア.....中国、シンガポール
- (4) その他の地域.....中南米、中東

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	北米	欧州	アジア・オセアニア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	336,219	361,155	999,890	355,211	2,052,476
連結売上高(百万円)					5,861,737
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	5.7	6.2	17.0	6.1	35.0

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....米国、カナダ
- (2) 欧州.....英国、ドイツ、スペイン
- (3) アジア・オセアニア.....中国、タイ、シンガポール
- (4) その他の地域.....中南米、アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
1株当たり純資産額 393円91銭 1株当たり 中間純損失金額 95円21銭 なお、1株当たり中間純損失が計上 されているため、潜在株式調整後1 株当たり中間純利益金額を記載して おりません。	1株当たり純資産額 947円63銭 1株当たり 中間純損失金額 1,119円40銭 なお、1株当たり中間純損失が計上 されているため、潜在株式調整後1 株当たり中間純利益金額を記載して おりません。	1株当たり純資産額 235円43銭 1株当たり 当期純損失金額 172円52銭 なお、1株当たり当期純損失が計上 されているため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額を記載して おりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
中間(当期)純損失(百万 円)	17,509	241,071	33,609
普通株主に帰属しない金 額(百万円)			
普通株式に係る中間(当 期)純損失(百万円)	17,509	241,071	33,609
普通株式の期中平均株式 数(千株)	183,906	215,358	194,817
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜 在株式の概要	2005年満期円建転換社 債型新株予約権付社債 (額面金額5,000百万円) これらの詳細について は、第4提出会社の状 況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況に記載のとおりであ ります。	2005年11月満期円建転 換社債型新株予約権付 社債(額面金額5,000百 万円) これらの詳細について は、第4提出会社の状 況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況に記載のとおりであ ります。	2005年11月満期円建転 換社債型新株予約権付 社債(額面金額5,000百 万円) これらの詳細について は、第4提出会社の状 況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況に記載のとおりであ ります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>本年4月にリーマン・ブラザーズのグループ会社との間に設定した総額500億円の円建転換社債型新株予約権付社債(CB)購入プログラムに基づき、平成15年11月5日に次のとおり円建転換社債型新株予約権付社債を発行しました。</p> <p>(1) 発行総額 : 5,000百万円 (2) 発行価格 : 額面価格の100% (3) 利率 : 利息は付さない (4) 発行日 : 平成15年11月5日 (5) 担保 : なし (6) 転換価格 : 740円 (7) 権利行使期間 : 平成15年11月6日から平成17年11月4日(香港時間) (8) 償還期限 : 平成17年11月7日(香港時間) (9) 発行場所 : 中華人民共和国香港特別行政区 (10) 資金の用途 : 子会社への貸付に充当</p>		
	<p>1 当社は平成16年9月29日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による優先株式を発行いたしました。</p> <p>その内容は次のとおりであります。</p> <p>第一回 種優先株式</p> <p>1) 新株式の種類および数 優先株式19,950,000株</p> <p>2) 発行価格 1株当たり10,000円</p> <p>3) 発行価額の総額 199,500,000,000円</p> <p>4) 資本に組み入れない額 1株当たり5,000円</p> <p>5) 申込期日 平成16年10月28日</p> <p>6) 払込期日 平成16年10月29日</p> <p>7) 新株の発行日 平成16年10月29日</p> <p>8) 配当起算日 平成16年10月1日</p> <p>9) 発行方法 第三者割当の方法により、株式会社UFJ銀行に全株式を割り当てる。なお、発行価額の総額と同額の当社に対する貸付金元本債権の現物出資による。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>第一回 種優先株式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新株式の種類および数 優先株式10,875,000株 2) 発行価格 1株当たり12,000円 3) 発行価額の総額 130,500,000,000円 4) 資本に組み入れない額 1株当たり6,000円 5) 申込期日 平成16年10月28日 6) 払込期日 平成16年10月29日 7) 新株の発行日 平成16年10月29日 8) 配当起算日 平成16年10月 1日 9) 発行方法 第三者割当の方法により、株式会社UFJ銀行に全株式を割り当てる。なお、発行価額の総額と同額の当社に対する貸付金元本債権の現物出資による。 <p>第二回 種優先株式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新株式の種類および数 優先株式2,000,000株 2) 発行価格 1株当たり10,000円 3) 発行価額の総額 20,000,000,000円 4) 資本に組み入れない額 1株当たり5,000円 5) 申込期日 平成16年10月28日 6) 払込期日 平成16年10月29日 7) 新株の発行日 平成16年10月29日 8) 配当起算日 平成16年10月 1日 9) 発行方法 第三者割当の方法により、下記会社に以下のとおり割り当てる。なお、このうち株式会社東京三菱銀行割当分については、その発行価額の総額と同額の当社に対する貸付金元本債権の現物出資による。 株式会社みずほコーポレート銀行 1,000,000株 株式会社東京三菱銀行 1,000,000株 	

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>第一回 種優先株式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新株式の種類および数 優先株式1,000,000株 2) 発行価格 1株当たり10,000円 3) 発行価額の総額 10,000,000,000円 4) 資本に組み入れない額 1株当たり5,000円 5) 申込期日 平成16年10月28日 6) 払込期日 平成16年10月29日 7) 新株の発行日 平成16年10月29日 8) 発行方法 第三者割当の方法により、 UBS AG London Branchに全 株式を割り当てる。 	
	<p>2 当社は平成16年 9月29日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。</p> <p>第一回無担保転換社債型新株予約権付社債</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 社債の総額 金100億円 2) 各社債の金額 金1億円の1種 3) 本新株予約権付社債の形式 無記名式とする。 なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 4) 利率 本社債には利息を付さない。 5) 発行価格 額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。 6) 償還価格 額面100円につき金100円 ただし、繰上償還の場合は繰上償還に関する事項に定める価格とする。 7) 転換価格 454円(当初) なお、転換価格は東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格により修正されます。 	

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>8) 権利行使期間 平成16年11月 1日から 平成18年10月26日まで</p> <p>9) 償還の方法</p> <p>イ 満期償還または買入消却</p> <p>ロ 当社の選択により額面100円につき金100.5円にて償還</p> <p>ハ 社債権者の選択により平成17年 5月 2日以降、毎月 4日に額面100円につき金99円にて償還</p> <p>10) 払込期日 平成16年10月29日</p> <p>11) 社債の発行日 平成16年10月29日</p> <p>12) 償還期限 平成18年10月27日</p> <p>13) 発行場所 日本国</p> <p>14) 募集の方法 UBS AG London Branchに対する第三者割当の方法による。</p> <p>15) 物上担保・保証の有無 (1) 無担保 (2) 双日株式会社保証付</p> <p>16) 資金の用途 子会社への出資に充当</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		1,827		1,737		4,167	
2 短期貸付金				340,000			
3 未収入金		1,828		3,364		6,113	
4 その他		125		830		92	
流動資産合計		3,781	0.80	345,932	80.10	10,374	2.05
固定資産							
(1) 有形固定資産	1	73		83		66	
(2) 無形固定資産		57		82		116	
(3) 投資その他の資産							
1 投資有価証券		464,503		52,816		464,503	
2 長期貸付金		2,074		32,040		28,724	
3 その他		286		272		286	
投資その他の 資産合計		466,864		85,128		493,514	
固定資産合計		466,996	99.00	85,294	19.75	493,697	97.78
繰延資産		962	0.20	627	0.15	844	0.17
資産合計		471,739	100.00	431,855	100.00	504,917	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1	短期借入金			340,000			
2	未払金	1,849		3,377		5,273	
3	未払費用	490		99		180	
4	その他	17		629		42	
	流動負債合計	2,357	0.50	344,106	79.68	5,495	1.09
固定負債							
	社債	1,600		26,000		27,000	
	固定負債合計	1,600	0.34	26,000	6.02	27,000	5.35
	負債合計	3,957	0.84	370,106	85.70	32,495	6.44
(資本の部)							
	資本金	148,306	31.44	151,106	34.99	150,606	29.82
	資本剰余金						
	資本準備金	319,455		322,255		321,755	
	資本剰余金合計	319,455	67.72	322,255	74.62	321,755	63.72
	利益剰余金						
	中間未処理損失() 又は中間(当期)未処分 利益	30		411,569		83	
	利益剰余金合計	30	0.00	411,569	95.30	83	0.02
	自己株式	10	0.00	44	0.01	25	0.00
	資本合計	467,782	99.16	61,748	14.30	472,421	93.56
	負債及び資本合計	471,739	100.00	431,855	100.00	504,917	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益							
経営指導料		1,259	100.00	1,080	100.00	2,897	100.00
営業費用							
一般管理費	1	1,024	81.33	842	78.06	2,249	77.67
営業利益		235	18.67	237	21.94	647	22.33
営業外収益							
1 受取利息		2		555		29	
2 その他		1	4 0.31	21	577 53.34	3	32 1.10
営業外費用							
1 支払利息				411		14	
2 新株発行費償却		155		160		319	
3 その他		20	176 13.98	76	648 60.00	181	515 17.77
經常利益		63	5.00	165	15.28	164	5.66
特別損失	2			411,799			
税引前中間(当期) 純利益又は税引前 中間純損失()		63	5.00	411,633		164	5.66
法人税、住民税 及び事業税		35		16		106	
法人税等調整額		2	33 2.62	3	19 1.76	25	80 2.79
中間(当期)純利益 又は中間純損失()		30	2.38	411,652		83	2.87
前期繰越利益				83			
中間(当期)未処分 利益又は 中間未処理損失()		30		411,569		83	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>3</p> <p>4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 当中間会計期間から連結納税制度を適用しております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>3 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3 リース取引の処理方法 同左</p> <p>4 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
1 有形固定資産減価償却累計額 7百万円	1 有形固定資産減価償却累計額 20百万円	1 有形固定資産減価償却累計額 14百万円
2 保証債務(日商岩井石油(株)に 対する取引保証) 88百万円		2 保証債務(双日エネルギー(株) に対する取引保証) 256百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
減価償却実施額 有形固定資産 7百万円 無形固定資産 1百万円	1 減価償却実施額 有形固定資産 6百万円 無形固定資産 8百万円 2 特別損失のうち主なもの 関係会社株式 411,687百万円 評価損 事業構造 改善損 112百万円	減価償却実施額 有形固定資産 14百万円 無形固定資産 3百万円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 (借手側) リース契約の1件当たりの金 額が僅少なため記載しており ません。	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 (借手側) リース契約の1件当たりの金 額が僅少なため記載しており ません。	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 (借手側) リース契約の1件当たりの金 額が僅少なため記載しており ません。
2 オペレーティング・リース取引 (借手側) 未経過リース料 1年以内 4百万円 1年超 5百万円 合計 10百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) 未経過リース料 1年以内 3百万円 1年超 0百万円 合計 4百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) 未経過リース料 1年以内 4百万円 1年超 3百万円 合計 8百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成15年9月30日)

子会社株式及び関連株式で時価のあるものは、ありません。

当中間会計期間末(平成16年9月30日)

子会社株式及び関連株式で時価のあるものは、ありません。

前事業年度末(平成16年3月31日)

子会社株式及び関連株式で時価のあるものは、ありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額 1,008円 1銭 1株当たり中間純利益金額 16銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額が1株当たり中間純利益金額を下回らないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を記載していません。	1株当たり純資産額 947円35銭 1株当たり中間純損失金額 1,911円41銭 なお、1株当たり中間純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を記載していません。	1株当たり純資産額 967円26銭 1株当たり当期純利益金額 43銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額が1株当たり当期純利益金額を下回らないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を記載していません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
中間純利益又は 中間(当期)純損失() (百万円)	30	411,652	83
普通株主に帰属しない金額 (百万円)			
普通株式に係る 中間純利益又は 中間(当期)純損失() (百万円)	30	411,652	83
普通株式の期中平均株式数 (千株)	185,286	215,365	195,654
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2005年満期円建転換社債型新株予約権付社債(額面金額5,000百万円)これらの詳細については、第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	2005年11月満期円建転換社債型新株予約権付社債(額面金額5,000百万円)これらの詳細については、第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	2005年11月満期円建転換社債型新株予約権付社債(額面金額5,000百万円)これらの詳細については、第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>本年4月にリーマン・ブラザーズのグループ会社との間に設定した総額500億円の円建転換社債型新株予約権付社債(CB)購入プログラムに基づき、平成15年11月5日に次のとおり円建転換社債型新株予約権付社債を発行しました。</p> <p>(1) 発行総額 : 5,000百万円 (2) 発行価格 : 額面価格の100% (3) 利率 : 利息は付さない (4) 発行日 : 平成15年11月5日 (5) 担保 : なし (6) 転換価格 : 740円 (7) 権利行使期間 : 平成15年11月6日から平成17年11月4日(香港時間) (8) 償還期限 : 平成17年11月7日(香港時間) (9) 発行場所 : 中華人民共和国香港特別行政区 (10) 資金の用途 : 子会社への貸付に充当</p>		
	<p>1 当社は平成16年9月29日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による優先株式を発行いたしました。</p> <p>その内容は次のとおりであります。</p> <p>第一回 種優先株式</p> <p>1) 新株式の種類および数 優先株式19,950,000株</p> <p>2) 発行価格 1株当たり10,000円</p> <p>3) 発行価額の総額 199,500,000,000円</p> <p>4) 資本に組み入れない額 1株当たり5,000円</p> <p>5) 申込期日 平成16年10月28日</p> <p>6) 払込期日 平成16年10月29日</p> <p>7) 新株の発行日 平成16年10月29日</p> <p>8) 配当起算日 平成16年10月1日</p> <p>9) 発行方法 第三者割当の方法により、株式会社UFJ銀行に全株式を割り当てる。なお、発行価額の総額と同額の当社に対する貸付金元本債権の現物出資による。</p>	

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>第一回 種優先株式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新株式の種類および数 優先株式10,875,000株 2) 発行価格 1株当たり12,000円 3) 発行価額の総額 130,500,000,000円 4) 資本に組み入れない額 1株当たり6,000円 5) 申込期日 平成16年10月28日 6) 払込期日 平成16年10月29日 7) 新株の発行日 平成16年10月29日 8) 配当起算日 平成16年10月 1日 9) 発行方法 第三者割当の方法により、株式会社UFJ銀行に全株式を割り当てる。なお、発行価額の総額と同額の当社に対する貸付金元本債権の現物出資による。 <p>第二回 種優先株式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新株式の種類および数 優先株式2,000,000株 2) 発行価格 1株当たり10,000円 3) 発行価額の総額 20,000,000,000円 4) 資本に組み入れない額 1株当たり5,000円 5) 申込期日 平成16年10月28日 6) 払込期日 平成16年10月29日 7) 新株の発行日 平成16年10月29日 8) 配当起算日 平成16年10月 1日 9) 発行方法 第三者割当の方法により、下記会社に以下のとおり割り当てる。なお、このうち株式会社東京三菱銀行割当分については、その発行価額の総額と同額の当社に対する貸付金元本債権の現物出資による。 <p>株式会社みずほコーポレート銀行 1,000,000株 株式会社東京三菱銀行 1,000,000株</p>	

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>第一回 種優先株式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新株式の種類および数 優先株式1,000,000株 2) 発行価格 1株当たり10,000円 3) 発行価額の総額 10,000,000,000円 4) 資本に組み入れない額 1株当たり5,000円 5) 申込期日 平成16年10月28日 6) 払込期日 平成16年10月29日 7) 新株の発行日 平成16年10月29日 8) 発行方法 第三者割当の方法により、 UBS AG London Branchに全 株式を割り当てる。 	
	<p>2 当社は平成16年 9月29日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。</p> <p>第一回無担保転換社債型新株予約権付社債</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 社債の総額 金100億円 2) 各社債の金額 金1億円の1種 3) 本新株予約権付社債の形式 無記名式とする。 なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 4) 利率 本社債には利息を付さない。 5) 発行価格 額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。 6) 償還価格 額面100円につき金100円 ただし、繰上償還の場合は繰上償還に関する事項に定める価格とする。 7) 転換価格 454円(当初) なお、転換価格は東京証券取引所における当社の普通株式の売買高加重平均価格により修正されます。 	

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>8) 権利行使期間 平成16年11月 1日から 平成18年10月26日まで</p> <p>9) 償還の方法 イ 満期償還または買入消却 ロ 当社の選択により額面100円につき金100.5円にて償還 ハ 社債権者の選択により平成17年 5月 2日以降、毎月 4日に額面100円につき金99円にて償還</p> <p>10) 払込期日 平成16年10月29日</p> <p>11) 社債の発行日 平成16年10月29日</p> <p>12) 償還期限 平成18年10月27日</p> <p>13) 発行場所 日本国</p> <p>14) 募集の方法 UBS AG London Branchに対する第三者割当の方法による。</p> <p>15) 物上担保・保証の有無 (1) 無担保 (2) 双日株式会社保証付</p> <p>16) 資金の使途 子会社への出資に充当</p>	
	<p>3 当社は平成16年 9月29日開催の取締役会決議に基づき、当社の完全子会社である双日(株)が第三者割当により発行する同社の普通株式を取得致しました。その内容は次のとおりであります。</p> <p>1) 新株式の種類及び数 普通株式740,000,000株</p> <p>2) 発行価格 1株当たり500円</p> <p>3) 発行価額の総額 370,000,000,000円</p> <p>4) 資本に組み入れない額 1株当たり250円</p> <p>5) 申込期日 平成16年10月29日</p> <p>6) 払込期日 平成16年10月29日</p> <p>7) 新株の発行日 平成16年10月29日</p> <p>8) 配当起算日 平成16年10月 1日</p> <p>9) 引受方法 340,000,000,000円については、当社の同社に対する貸付金元本の現物出資により、30,000,000,000円については現金の払込による。</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (第1期)	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	平成16年6月25日 関東財務局長に提出。
---------------	-----------------------------	--------------------------

(2) 臨時報告書

証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書	平成16年9月29日 関東財務局長に提出。
--	--------------------------

(3) 臨時報告書の訂正報告書

平成16年9月29日付提出の臨時報告書の訂正報告書	平成16年10月7日 関東財務局長に提出。
---------------------------	--------------------------

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

平成16年9月29日 関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

平成16年9月29日付提出の有価証券届出書の訂正届出書	平成16年10月7日 関東財務局長に提出。
-----------------------------	--------------------------

(6) 発行登録書及びその添付書類

平成16年11月30日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第 1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	期末現在の 未償還額 (百万円)	上場取引所
第 1 回無担保社債	平成16年 3 月25日	25,000		25,000	

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

双日株式会社(旧ニチメン株式会社)

【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

有価証券報告書 事業年度 自 平成15年 4 月 1 日 平成16年 6 月25日
及びその添付書類 (第187期) 至 平成16年 3 月31日 関東財務局長に提出。

半期報告書 事業年度 自 平成16年 4 月 1 日 平成16年12月15日
(第188期中) 至 平成16年 9 月30日 関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号 平成16年 7 月30日
(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号 平成16年 9 月28日
(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書 関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

【有価証券届出書及びその添付書類】

有価証券届出書(第三者割当増資)及びその添付書類 平成16年 9 月29日
関東財務局長に提出。

【訂正届出書】

平成16年 9 月29日付提出の有価証券届出書の訂正届出書 平成16年10月26日
関東財務局長に提出。

双日株式会社(旧日商岩井株式会社)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 (第100期)	自	平成15年4月1日	平成16年6月25日
	至	平成16年3月31日	近畿財務局長に提出。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類の写しを縦覧に供している場所】

名称

所在地

双日株式会社本社

東京都港区赤坂六丁目1番20号

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月11日

ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 小 西 文 夫 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 杉 山 正 治 ⑩

関与社員 公認会計士 竹 野 俊 成 ⑩

朝日監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 富 山 正 次 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 横 井 直 人 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 杉 本 宏 之 ⑩

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月15日

双日ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	文	夫	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	杉	山	正	治	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹	野	俊	成	印

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	富	山	正	次	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	横	井	直	人	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	純	司	印

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双日ホールディングス株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、双日ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

(追記情報)

1. セグメント情報「事業の種類別セグメント情報」に記載されているとおり、会社はセグメント情報の事業区分及び営業費用の配賦方法を変更した。また、「所在地別セグメント情報」に記載されているとおり、会社は営業費用の配賦方法を変更した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成16年10月29日に第三者割当により新株式並びに転換社債型新株予約権付社債を発行している。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月11日

ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 小 西 文 夫 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 杉 山 正 治 ⑩

関与社員 公認会計士 竹 野 俊 成 ⑩

朝日監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 富 山 正 次 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 横 井 直 人 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 杉 本 宏 之 ⑩

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月15日

双日ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 西 文 夫 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 治 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹 野 俊 成 ⑩

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富 山 正 次 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 横 井 直 人 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 純 司 ⑩

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双日ホールディングス株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、双日ホールディングス株式会社の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

(追記情報)

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成16年10月29日に第三者割当により新株式並びに転換社債型新株予約権付社債を発行している。また、会社は、平成16年10月29日に完全子会社である双日㈱が第三者割当により発行する同社の普通株式を取得している。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

